【Ⅱ　各論】施策目標１

第１章　生涯をいきいきと
その人らしく暮らせる
まちづくり

第１章　生涯をいきいきとその人らしく暮らせるまちづくり

１－１　介護予防の推進

【現状と課題】

高齢者がいきいきとその人らしく暮らし続けるためには、生活習慣病等に注意し、要介護状態にならないためのフレイル※１予防や要介護状態の軽減・悪化の防止に取り組み、健康寿命の延伸を図ることが重要です。また、生活習慣病等基礎疾患があると、新型コロナウイルスなどの感染症にり患した際に重症化する可能性が高くなります。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、在宅時間が長くなることでフレイル状態になることが懸念されます。

本市では、高齢者を年齢や心身の状態などによって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域の実現を目的として、一般介護予防事業に取り組んでいます。

「いきいき介護予防大会」等の講演会や地域包括支援センターが開催する介護予防教室等の実施を通してフレイル予防の普及啓発を図りながら、住民主体の通いの場で体操に取り組む「いきいきももりん体操（福島市版介護予防体操）・お口のももりん体操（福島市版口腔体操）」の拡大に取り組んできました。また、地域における介護予防の取組を機能強化するために、地域のリハビリ専門職等との連携を推進し、リハビリテーション専門職による個別相談や介護予防ケアマネジメント相談会※２等に取り組んできました。

国では、通いの場に参加する高齢者の割合を 2025 年までに 8%とすることを目指し、通いの場の取組を推進しています。本市における通いの場に参加する高齢者の割合は、「いきいきももりん体操」などの通いの場の拡大により、令和元年度時点で 8.1%であり、目標値を達成しています。高齢化の進行に伴い、高齢者のニーズが多様化しており、高齢者の関心事等に応じて参加できる多様な通いの場の充実に向けた取組が必要とされています。

※１　フレイルとは、健康な状態と要介護状態の中間の状態で、身体機能、認知機能、生活機能及び社会性などの低下が見られる状態のこと。フレイルの段階で適切な対策を行うことで、要介護状態に進まず、健康な状態で生活することができる。
※２　自立支援型地域ケア会議の福島市独自の名称

【施策の基本的方向と体系】

高齢者が要介護状態にならないための予防や要介護状態の軽減・悪化の防止を目的としてフレイル予防の取組を実施します。「いきいきももりん体操」による通いの場の拡大を中心としながら、高齢者の様々なニーズに対応する多様な通いの場を推進します。また、幅広い専門職や高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施をはじめとする他の事業とも連携しながらフレイル予防に取り組みます。

（１）介護予防の推進
- ①地域の実情の把握
- ②フレイル予防の普及啓発
- ③住民主体の介護予防の強化
- ④地域で活動の中心となるリーダー(伝道師)養成【高齢者元気アップ】
- ⑤自立支援の強化
- ⑥介護予防の評価

【施策・事業】

（１）介護予防の推進

①地域の実情の把握

地域の実情に応じて収集した情報（例えば、民生委員・児童委員や地域住民からの情報、関係機関や他事業との連携により得られた情報等）の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する高齢者や住民主体の多様な通いの場等を把握し、フレイル予防の取組へつなげます。

②フレイル予防の普及啓発

高齢者やその家族、高齢者の支援に関わる方がフレイルについて正しく理解し、積極的にフレイル予防に取り組めるよう「いきいき介護予防大会」等の講演会を実施します。また、フレイル予防や感染予防等のパンフレットを活用し、精神・身体・社会的活動性の維持向上を目的とした講座・教室等を開催しながらフレイル予防活動の普及啓発に努めます。

③住民主体の介護予防の強化

高齢者の年齢や心身の状態等にかかわらず、地域の身近な場所で住民主体となって運営する通いの場で介護予防に取り組めるよう、「いきいきももりん体操」を中心に多様な通いの場が継続的に拡大していく地域づくりを目指します。

また、通いの場における介護予防がより効果的に実施されることを目指し、幅広い専門職や学生等との連携を図ります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に合わせて情報提供等を行い、安全に住民主体の活動の場を継続できるよう支援します。

＜表Ⅱ 1-1-1＞　介護予防に資する通いの場の数・参加者数

区　　分		実　績	目　標		
		令　和 元年度	令　和 3 年度	令　和 4 年度	令　和 5 年度
いきいきももりん 体操の通いの場	グループ数	163	210	254	298
	活動人数(人)	2,865	3,333	3,773	4,213

④地域で活動の中心となるリーダー（伝道師）の養成【高齢者元気アップ】

フレイルを予防するためには役割がある形での社会参加も重要であるため、地域でのフレイル予防活動の中心となるリーダー（伝道師）やサポーターを養成します。地域住民がリーダーとなってフレイル予防に取り組むことで、より一層の住民主体のフレイル予防を推進します。

＜表Ⅱ 1-1-2＞　いきいきももりん体操サポーターの養成者数

区　　分	実　績	目　標		
	令　和 元年度	令　和 3 年度	令　和 4 年度	令　和 5 年度
いきいきももりん体操サポーター養成者数（人）	203	230	260	290

⑤自立支援の強化

地域のリハビリ専門職等と連携し、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域における介護予防機能強化を目指します。

高齢者の QOL（生活の質）の向上を目的とし、㋐介護予防、重症化予防を目的とした個別ケース支援の質の向上、㋑専門多職種とのチームアプローチの確立、㋒参加者のスキルアップ、㋓地域の課題を把握し市施策につなげる、4 つの効果を目指します。

⑥介護予防の評価

一般介護予防事業実績や効果の分析により、事業評価を行い、効果的な介護予防事業の展開を目指します。

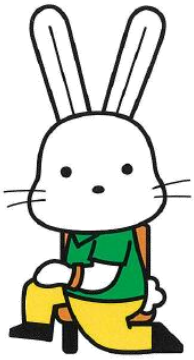

１－２　高齢者の居場所づくり

【現状と課題】

価値観やライフスタイルの多様化、ICT 技術の向上、新しい生活様式の普及などにより、社会参加の形が変化しています。どのような形でも、高齢になっても社会と関わりを持ち、趣味、仕事、健康づくり、ボランティアなどを通じて、それぞれが持つ経験や能力を活かせる環境づくりが重要です。

高齢者の余暇活動の充実や地域交流のきっかけづくりを図るため、関心の高いテーマを題材とした学習や同世代で気軽に楽しめるスポーツ活動等、生きがいづくりは重要です。

今後も高齢者の増加が見込まれており、その多様なニーズに対応するため、各学習センターでの高齢者学級等の生涯学習の更なる充実が求められています。

生きがいづくりと併せて健康づくりにも寄与する生涯スポーツについては、市民体育祭等地区対抗の大会が開催されているほか、地域内老人クラブ等でも盛んに行われており、地域内の連携を深めることにも役立っています。今後も生涯スポーツを通じて社会参加を促進するために、その活動を支援することが必要です。

新しい生活様式※１を取り入れた生きがいづくり、健康づくりを実践するとともに、高齢者の増加とニーズの多様化への対応や、介護予防の通いの場と連携した取組も必要です。

＜表Ⅱ 1-2-1＞　主な生きがいづくり事業の参加状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
高齢者学級					
学級数	30	30	29	29	30
開催数(回)	326	322	252	320	321
延べ参加者数(人)	15,090	14,902	12,659	17,719	17,799
図書館における大型活字本等の整備					
大型活字本(冊)	4,332	4,336	4,050	4,050	4,096
CD(枚)	4,366	4,360	3,541	3,632	3,710
福祉作品展					
高齢者総出品点数(点)	407	395	357	371	315
ICTお達者講座					
参加者数(人)	－	－	－	－	51
高齢者ミニゴルフ大会					
参加者数(人)	266	282	289	298	211
高齢者スポーツ大会					
参加者数(人)	559	537	490	514	514
ニュースポーツ大会					
参加者数(人)	－	－	－	－	108
市民体育祭参加者数					
ミニゴルフ(人)	280	256	251	236	220
ゲートボール(人)	133	116	92	81	61
グラウンドゴルフ(人)	374	461	386	312	336

※１　新しい生活様式とは、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い飛沫感染や接触感染、さらには近距離での会話への対策をこれまで以上に日常生活に取り入れた生活様式。

＜表Ⅱ 1-2-2＞　老人福祉センターの利用状況

（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
老人福祉センター（仁井田）	51,619	49,926	46,583	44,250	41,249
わたりふれあいセンター	23,954	22,266	22,348	22,055	21,071
計	75,573	72,192	68,931	66,305	62,320

＜表Ⅱ 1-2-3＞　敬老センターの利用状況

（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
敬老センター（市民会館内）	23,587	24,492	25,274	27,841	26,059

【施策の基本的方向と体系】

高齢者が目標を持ち、いきいきと暮らせるよう、生涯学習・生涯スポーツを推進します。

（１）生涯学習の推進
- ①高齢者の学習活動の支援と生きがいづくり
- ②図書館における大型活字本等の整備
- ③福祉作品展の開催
- ④各種サークル・同好会等の育成・支援
- ⑤高齢者向け ICT 講座の開催【高齢者元気アップ】

（２）生涯スポーツの推進
- ①高齢者ミニゴルフ大会・高齢者スポーツ大会の開催
- ②ニュースポーツの普及・推進とスポーツのまちづくりの推進【高齢者元気アップ】
- ③スポーツ・レクリエーション活動の普及・促進
- ④総合型地域スポーツクラブ※１の育成

（３）高齢者の憩いの場としての拠点づくり
- ①老人福祉センター・敬老センターの利用促進
- ②地域交流スペース（地域密着型サービス事業所）の設置

（４）敬老事業の実施
- ①敬老会・敬老祝金
- ②百歳賀寿

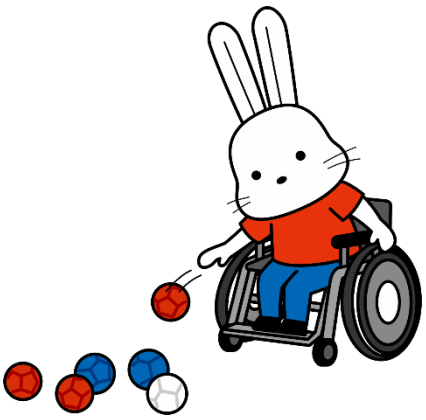

※１　総合型地域スポーツクラブとは、さまざまな世代、さまざまな競技レベルの方が、地域で自主的に運営できる総合的なスポーツクラブ

【施策・事業】

（１）生涯学習の推進

①高齢者の学習活動の支援と生きがいづくり

健康で生きがいのある充実した生活の実現を目標に、各学習センターの高齢者学級で多様な学習機会の提供を行います。さらに情報化社会の進展にともない、ICT 活用の推進を図ります。また、学びの成果を地域に還元するため、高齢者の豊かな経験や知識を活かし、生涯学習指導者への登録や各種ボランティア活動への参加による地域貢献等、地域において高齢者が社会参加できる環境づくりを支援します。

②図書館における大型活字本等の整備

高齢者や障がい者が利用しやすいよう、大型活字本・視聴覚資料の整備を図ります。

③福祉作品展の開催

高齢者や障がい者等が、趣味や特技を活かして創作した作品を展示する機会を提供するとともに、その表彰を通じて生きがいづくりを支援します。

④各種サークル・同好会等の育成・支援

高齢者の生きがいづくりや仲間づくり等を目的として、自主的に活動している合唱や合奏、民謡、ダンスなどのサークルや同好会等に対し、その育成に努めるとともに、団体間の交流や発表機会の提供等について支援します。

また、老人クラブ活動に対しても支援します。

⑤高齢者向け ICT 講座の開催【高齢者元気アップ】

高齢者が ICT スキルを習得することで、スマートフォン等を使って情報収集・情報発信について学び、新たな交流の機会の創出や幅広い活動の充実につなげ、高齢者の生きがいづくりや地域活動の活性化を図ります。

（２）生涯スポーツの推進

①高齢者ミニゴルフ大会・高齢者スポーツ大会の開催

健康増進と地域の交流・親睦を深めるため、今後も各種大会を開催します。

②ニュースポーツの普及・推進とスポーツのまちづくりの推進【高齢者元気アップ】

すべての市民が家族や地域住民とふれあいながらスポーツを楽しめるよう、地域に根ざしたスポーツ活動を推進するとともに、だれでも、いつでも、どこでも、いつまでも気軽に参加できるスポーツのまちづくりの推進のため、地域スポーツ推進の実践母体である各地区体育協会の育成・強化と事業充実を図ります。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、誰でも親しみやすいボッチャなどのパラスポーツ・ニュースポーツの普及・推進を図ります。また、パ

ラスポーツ・ニュースポーツ用具の利用を促進し、障がいの有無や世代を超えた交流を支援します。

③スポーツ・レクリエーション活動の普及・促進

多様化するスポーツニーズに応えた大会等の開催やさまざまな機会をとらえ、市民のスポーツ参画機会の向上を促すとともに、スポーツ指導者等を活用し、健康増進や体力づくりに向けたスポーツ・レクリエーション活動の普及・促進を図ります。

④総合型地域スポーツクラブの育成

さまざまな世代の市民が、生涯にわたって気軽にスポーツを楽しむことができるよう、地域で自主的に運営するスポーツクラブの育成・支援を図ります。

（３）高齢者の憩いの場としての拠点づくり

①老人福祉センター・敬老センターの利用促進

老人福祉センター、わたりふれあいセンターや敬老センターは、高齢者が楽しく気軽に利用し、趣味などを通じて教養を高め、仲間づくりのできる高齢者の憩いの場として利用されています。

今後も、高齢者が集い、憩える場所として多くの方に利用していただけるよう利用促進を図るとともに、福島市公共施設等総合管理計画の個別計画の再配置方針に基づき配置の見直し方針や保全について実施時期等を検討します。

②地域交流スペース（地域密着型サービス事業所）の設置

事業者が地域密着型サービス事業所を開設する際には、サービスの利用者と地域住民との交流の場となる地域交流スペースの設置について協力を求めます。

（４）敬老事業の実施

①敬老会・敬老祝金

長年社会に貢献された高齢者に対し、各地区で敬老会を開催し、敬老祝金を支給します。また、敬老会の開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症等の発生状況を考慮しながら、新しい生活様式を取り入れた開催方法を検討します。

②百歳賀寿

百歳を迎えた高齢者に対し、賀状及び特別祝金を贈呈し、長寿を祝います。

１－３　多様な社会参加の促進

【現状と課題】

現役世代の減少に伴い、60 歳を過ぎても社会経済の担い手や支え手としての期待と役割がさらに大きくなり、現役で働く高齢者も増加しています。

超高齢社会が到来し、社会の活力を維持していくためには、高齢者が培ってきた技能と豊富な経験を活用し、高齢者の社会参加を図ることが重要であり、市シルバー人材センターの果たす役割は、今後ますます重要性を増していくものと思われます。

あわせて、高齢者の就労を通じた社会参加による生涯現役社会の実現に向け、高齢者の雇用・就業促進のため、関係機関との情報共有や連携が必要です。

しかしながら、市シルバー人材センターの受託事業件数、就業実人員とも＜表Ⅱ 1-3-1＞のとおり減少傾向にあり、今後においては、これまで以上に、新たな分野への就業開拓やICT 化への対応に努め、より多くの高齢者が地域の支え手として活躍できるシルバー事業を創出することが必要とされています。

また、高齢者の社会参加を促す組織として老人クラブがあります。老人クラブは、地域を基盤とする自主的な活動組織であり、孤独に陥りがちな高齢者の親睦の場として始まりました。「健康づくり・友愛活動・奉仕活動」を中心に据え、高齢者の福祉向上、会員の相互交流等による地域におけるネットワークの構築に貢献しています。

老人クラブについても、クラブ数と会員数は、＜表Ⅱ 1-3-2＞のとおり減少傾向にあります。今後も、高齢者の社会参加を図るため会員の増加を促進するとともに、老人クラブの育成・支援が必要です。

＜表Ⅱ 1-3-1＞　シルバー人材センターの受託事業件数と就業実人数の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
受託事業件数　（件）	8,351	8,394	8,305	7,712	7,370
就業実人数　（人）	914	922	911	877	853

＜表Ⅱ 1-3-2＞　老人クラブと会員数の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
クラブ数　（クラブ）	244	238	238	227	212
会員数　（人）	12,556	12,551	12,367	11,673	10,634

【施策の基本的方向と体系】

市シルバー人材センターへの支援やハローワーク等関係機関との連携により、高齢者の就業の場の確保に努め、社会参加を支援します。

（１）高齢者の就業支援
- ①市シルバー人材センターの支援
- ②ハローワークとの連携
- ③高齢者生涯活躍プロジェクト協議会による協議・検討

（２）ボランティア活動の支援
- ①老人クラブ活動の支援
- ②地域ボランティアの育成

【施策・事業】

（１）高齢者の就業支援

①市シルバー人材センターの支援

市シルバー人材センターの運営を支援し、高齢者の臨時的・短期的就業の場を確保します。なお、市発注の業務において、センターの積極的な活用に努め、センターの役割、事業内容等を広報することにより、市民への周知を図るとともに、新規会員の増加を図ります。

②ハローワークとの連携

ハローワーク等との連携を図り、求人情報を提供することにより、高齢者を含めた求職者の就業を支援します。

③高齢者生涯活躍プロジェクト協議会による協議・検討

高齢者生涯活躍プロジェクト協議会を通じ、就業を望む高齢者と人材を求める企業の橋渡し役となれるよう、高齢者が持つ豊富な経験・技術を活かし、ライフスタイル・能力に合わせた多様な働き方や、企業の人材不足の解消、高齢者の生涯にわたる活躍について、協議・検討します。

（２）ボランティア活動の支援

①老人クラブ活動の支援

老人クラブは、ひとり暮らし高齢者への友愛支援活動、健康づくり、交通安全の推進、次世代育成支援等の各種活動を行っており、地域の担い手として欠くことのできない存在となっています。今後も、地域や高齢者のニーズに応じた活動の支援や情報提供を行っていきます。

また、老人クラブ会員が減少傾向にあることから、組織強化に向けた方策を検討します。

②地域ボランティアの育成

市社会福祉協議会にあるボランティアセンターの広報活動を強化します。また、地域でボランティア活動が展開できるよう、地域ボランティアの育成及び組織団体間の情報の共有化を図ります。

【Ⅱ　各論】施策目標２

第２章　地域で高齢者を支える体制づくり

第２章　地域で高齢者を支える体制づくり

２－１　地域での支え合いの推進と相談体制づくり

地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者が住み慣れた地域で、可能な限り自分の力で活動的な生活を送り続けるためには、要支援・要介護状態になる前から、市民一人ひとりが介護予防に対する意識の高揚を図ることが大切です。また、介護保険サービスの充実だけでなく、地域におけるつながりがあり、住民同士が気に掛け合いながら見守りや声掛けなどの支え合いができる地域づくりが大切です。

さらに、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組をはじめ、配食・見守り等の生活支援体制の整備や、在宅生活を支える医療と介護の連携、保険者である市町村の機能強化等による要介護者の自立支援・重度化防止に向けた取組等を一体的に推進しながら、介護や支援が必要になっても、できる限り住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けるために、高齢者を地域で支えていく体制を構築していきます。

【現状と課題】

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯など、支援を必要とする高齢者の増加に伴い、見守りや安否確認、地域の通いの場の開催などの生活支援の必要性が増しており、地域の実情に応じて、多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供していくことが求められています。社会参加意欲の強い団塊の世代が高齢化していくことなどから、高齢者の社会参加を通じて、生きがいや介護予防につなげるとともに、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍することも期待されています。高齢者本人の生活の質の向上を図るとともに、介護する家族への支援を含めた生活支援事業の充実、高齢者や家族の身体的・精神的負担の軽減、介護離職防止につながるよう既存事業の活用と地域支援事業等を適切に組み合わせた生活支援・介護予防サービスの充実が課題となっています。

本市では、平成 12 年度から、自主的に地域づくりを実践している団体の代表で組織する「高齢者を支え合う地域づくり推進連絡会」や市社会福祉協議会等と市民協働の取組により、地域支え合いについての調査や普及啓発を行ってきました。令和元年度には、「高齢者を支え合う地域づくり推進連絡会」を生活支援推進事業の「第 1 層福島市生活支援推進協議会」とし、地域における支え合いの体制づくりを推進しています。

災害の面からは、平常時からの見守り・支援体制づくりを地域で主体的に実施できるよう支援する必要があります。

高齢者の介護予防や生活支援の充実を図るためには、保健・医療・福祉の関係者が、高齢者の実態やニーズ等に関する情報、支援方針を共有し、それぞれの役割や機能を理解することが必要です。医療保険者や保健の関係機関と連携し、一体的に事業を実施することで切れ目のない支援体制の構築を図る必要があります。また、家族機能の低下や地域のつながりの希薄化等、抱える問題が多様になっていることから、保健・医療・福祉の関係機関にとどまらず、権利擁護や防犯・防災等の関係機関、地域との連携も重要になっています。

新型コロナウイルス感染症等の状況を踏まえ、感染症対策などを考慮し地域での活動等を把握しながら、地域での支え合いの推進が必要となります。

＜表Ⅱ 2-1-1＞　介護予防・生活支援事業の実績

事　業　別			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
食の自立支援事業		（延数、食）	65,703	63,047	61,086	56,066	46,994
生きがい型デイサービス事業		（延数、人）	2,815	2,503	2,781	2,752	2,509
温泉利用介護予防事業		（延数、人）	6,062	5,108	3,733	2,040	1,824
日常生活用具給付事業	住宅用火災警報器	（台）	9	10	7	12	16
	電磁調理器	（台）	1	9	8	6	13
	自動消火器	（台）	8	19	16	12	23
緊急通報装置貸与事業		（台）	1,164	1,119	1,078	1,131	1,144
治療材料給付事業		（延数、人）	15,681	16,253	15,928	15,873	15,345
訪問理美容利用助成事業		（延数、件）	124	125	141	164	146
高齢者住宅改修助成事業		（件）	12	5	12	8	7
はり・きゅう・マッサージ等施術費助成事業		（人）	151	143	134	109	113
介護慰労手当支給事業		（人）	837	745	689	550	540

＜表Ⅱ 2-1-2＞　食事サービス利用者の緊急対応状況　（件）

内　容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
協力者による対応等で解決（不在配達含む）	202	193	165	239	215
救急車を要請	0	1	1	0	2

＜表Ⅱ 2-1-3＞　緊急通報件数と通報後の対応状況　（件）

内　容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
総件数	111	143	100	128	113
救急車を要請	100	114	89	100	94
民間救急による搬送、介助対応	11	29	11	28	19

＜表Ⅱ 2-1-4＞　介護予防・生活支援サービス事業者数（各年４月１日現在）

サービスの種類	事業者数			増減
	平成30年	令和元年	令和2年	R2-H30
訪問型サービス	79	78	84	5
通所型サービス	86	88	88	2
合　計	165	166	172	7

※介護予防サービス事業の介護予防訪問介護、介護予防通所介護が平成30年４月より介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービス、通所型サービスとなる。（44ページ、＜表Ⅰ 2-3-2＞参照）

【施策の基本方向と体系】

高齢者やその家族等が地域において安心して日常生活を営むことができるよう、世代を超えて地域住民がともに支え合う地域づくりを目指します。

また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等、支援を必要とする高齢者に対し、地域で自立した生活ができるよう、多様な支援事業を推進するとともに、高齢者を介護している家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図ることにより、介護離職防止、在宅生活の維持向上を図ります。

（１）地域で支え合う仕組みづくり
- ①支え合いのある地域づくりのための体制の推進
- ②地域の実態の把握
- ③地域支え合いの普及啓発
- ④地域の実情に合わせた支え合いの実施
- ⑤地域での支え合いを推進する人への支援

（２）地域での生活支援事業の充実
- ①食の自立支援事業（食事サービス）
- ②緊急通報装置貸与事業
- ③ふれあい訪問収集事業
- ④生きがい型デイサービス事業
- ⑤温泉利用介護予防事業（湯ったりデイサービス事業）
- ⑥日常生活用具給付事業
- ⑦治療材料給付事業
- ⑧訪問理美容利用助成事業
- ⑨高齢者住宅改修助成事業
- ⑩はり・きゅう・マッサージ等施術費助成事業（本人）
- ⑪高齢者福祉サービスの広報

（３）家族介護支援事業
- ①介護慰労手当支給事業
- ②はり・きゅう・マッサージ等施術費助成事業（家族）
- ③介護マーク普及啓発事業

（４）地域で支え合う取組
- ①ひとり暮らし高齢者等給食サービス事業
- ②サロン事業
- ③地域見守りネットワーク事業
- ④災害時要援護者登録制度の推進

（５）介護予防・日常生活支援総合事業の充実
- ①一般介護予防事業
- ②介護予防・生活支援サービス事業
  - ・訪問型・通所型サービス
  - ・生活支援サービス

（６）関係機関との連携強化
- ①福島市医師会、福島歯科医師会、福島薬剤師会等との連携強化
- ②福島県との連携強化
- ③認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター等との連携強化
- ④地域包括支援センターの地域におけるネットワーク構築への支援
- ⑤その他関係機関、専門職との連携強化

【施策・事業】

（１）地域で支え合う仕組みづくり

住み慣れた地域でいつまでも自分らしく暮らし続けるためには、介護保険サービスの充実だけでなく、地域におけるつながりがあり、住民同士が気に掛け合いながら見守りや声掛けなどの支え合いができる地域づくりが必要です。

令和元年度「高齢者を支え合う地域づくりアンケート調査」結果では、高齢者支援活動の必要性を感じている町内会は増加しましたが、高齢者支援活動に取り組んでいる町内会は減少しました。高齢者支援活動に取り組むための課題としては「協力者の不足」「（高齢者支援活動の）方法がわからない」との回答が多く、住民一人ひとりが地域での支え合い活動の重要性を理解し、自分にできることから取り組むことができるように支援していくことが必要です。

地域において既に取り組まれている支え合いや支え合いの醸成のための話し合いの実態を把握し、それらの活動を大切にしながら、地域での支え合いがさらに拡大していくように事業を展開します。

①支え合いのある地域づくりのための体制の推進

高齢者を支え合う地域づくり推進連絡会（第１層福島市生活支援推進協議会）や関係機関と連携しながら、支え合いのある地域づくりを進めていくための体制づくりに取り組んでいきます。

また、地域包括支援センター圏域ごとに配置された地域支え合い推進員※１を中心に、地域の実情に合わせた地域づくりに取り組んでいきます。

※１　地域支え合い推進員とは、市町村が定める活動区域ごとに、地域の実情を把握し、関係者のネットワークや既存の取組・組織等も活用しながら、コーディネート業務を実施することにより、地域における支え合い活動を推進する人。

②地域の実態の把握

地域での支え合いの取組状況や地域で抱えている課題について把握し、効果的に事業を実施していくため、3 年に 1 度「高齢者を支え合う地域づくりアンケート調査」を実施します。

また、地域支え合い推進員が様々な機会で地域に出向き、各地域での支え合いの実態を把握します。

③地域支え合いの普及啓発

地域での支え合いについて住民一人ひとりが自分事として関心を持ち、主体的に地域での支え合いに取り組むことができるよう、地域支え合い推進員が発掘した支え合いを紹介する情報誌の発行や「福島市暮らしの中の支え合いお宝発表会」の開催などにより、市民に広く普及啓発します。

④地域の実情に合わせた支え合いの実施

地域支え合い推進員が把握した地域での支え合いや話し合いの場を支援していきます。また、地域での支え合いがさらに拡大していくように、地域支え合い推進員が住民と一緒にその地域の実情に合った支え合い活動に取り組んでいきます。

⑤地域での支え合いを推進する人への支援

地域支え合い推進員や地域住民を対象に各種研修会を開催し、地域での支え合いを推進していく人を支援します。また、地域支え合い推進員連絡会を開催し、地域での支え合いの推進に取り組む上での相談や情報交換を通して、推進員のスキルアップを図ります。

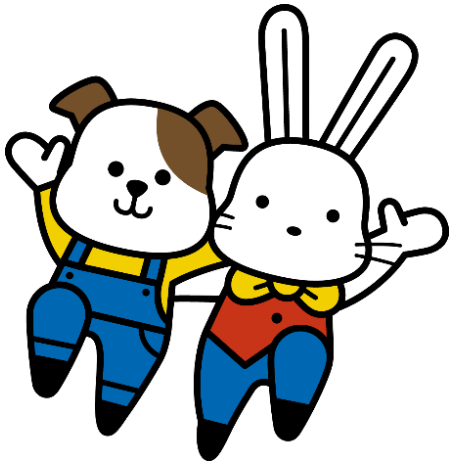

＜図Ⅱ 2-1-1＞　地域で支え合う仕組みづくりのイメージ

支え合いのある地域づく

高齢者を支え合う地域づくり推進連絡会（第1層福島市生活支援推進協議会）

地域住民・市社会福祉協議会・地域包括支援センター、地域支え合い推進員等が、支え合いのある地域の実現のために話し合いを行いながら、実態調査や普及啓発活動を行います。

地域支え合い

地域支え合い推進
行われている支え合
それらの見える化、
しながら支え合いを
ていきます。
様々な場面で地域
地域の把握を行い、
合った形で支え合い
づくりを進めていき

支え合いのある地域づくりを応援するための取組

普及・啓発

・福島市暮らしの中の支え合いお宝発表会の開催
・情報誌の発行　など

地域での支え合い活動について住民一人ひとりが自分事として関心を持ち、主体的に地域支え合い活動に取り組めるように普及啓発活動に取り組みます。

福島市暮らしの中の支え合いお宝発表会では、地域支え合い推進員が発掘した地域での支え合いを「お宝」として認定し、いつまでも継続していただくとともに、活動発表を行い他の地域にも広めています。

支え合いの取組を発表する様子

実態調査

・高齢者を支え合う地域づくりアンケート調査

地域での支え合いを推進する人の支援

・いきいきももりん体操伝道師
・地域ふれあい元気づくり楽校
・地域住民と地域支え合い推進員が共に学ぶ場の提供

様々
地域で

地域での話

いつまでも自分
ること等を前向き

まつかわ支

住民と地域支え
を行いながら地域
い活動を「お宝」
発掘されたお宝
るようにまとめて

支え合い・困りご支援

・ひとり暮らし高齢者サービス事業
・ボランティア団体
・NPO
・おすそ分け
・買い物や通院の付き
など

りのための体制づくり

推進員の配置

員が地域でいを発掘し、意味づけを地域に広め

に出向いてその地域にのある地域ます。

地域支え合い推進員が活動する様子
（飯坂南地域包括支援センター）

地域支え合い推進員への支援

地域支え合い推進員が定期的に集まり、学習会や情報共有・悩みごとの相談を行いながらスキルアップを目指しています。

・地域支え合い推進員連絡会
・地域支え合い推進員研修会

な の取組

地域では、サロンやお茶のみ等のつながりの中で住民同士が気に掛け合い、見守りや声掛け、おすそ分け等の支え合いが行われています。

地域支え合い推進員はそのような支え合いを発掘し、見える化、意識化し、地域で既に行われている支え合いや話し合いの場を大切にしながら、住民と一緒に地域づくりを進めていきます。

し合い（地域協議会）

らしく生活できる地域づくりのため、地域での暮らしぶりや支え合い、自分たちにできに話し合っています。

え合い協議会

合い推進員が話し合いで行われている支え合として発掘しています。は地域の方に紹介できます。

北信西支え合いプロジェクト

住民（町内会長や民生委員・児童委員）、地域支え合い推進員、地域の事業所が地域の支え合いについて話し合いを行っています。

「認知症になっても安心して暮らせる地域」を目指し、地域版認知症ケアパスも作成しました。

北信西支え合いプロジェクトの様子

との

等給食

添い

通いの場づくり・介護予防

・いきいきももりん体操
・趣味サークル
・老人クラブ
・サロン活動
　など

通いの場に集まることでお互いに気に掛け合う関係になっていきます

見守り・見守られの場

・地域見守りネットワーク
・認知症サポーター
・ふれあい友愛訪問
・お茶のみ　・茶話会　など

お茶のみは見守り・安否確認の場にもなっています

（２）地域での生活支援事業の充実

ひとり暮らし高齢者や虚弱高齢者等の安否を確認し、地域での自立した在宅生活を支援します。また、介護保険に該当しない高齢者を対象に、生きがいづくりや社会参加を支援します。

①食の自立支援事業（食事サービス）

ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等を対象に、バランスのとれた食事の提供や安否確認を目的として昼食を配達します。

②緊急通報装置貸与事業

緊急事態が発生しても迅速な対応ができるよう、ひとり暮らし高齢者等に緊急通報装置を貸与します。

③ふれあい訪問収集事業

家庭ごみを集積所に出すことが困難な高齢者等の世帯に対し、家庭ごみを戸別に訪問して収集し、安否を確認することで日常生活の負担を軽減し、在宅生活を支援します。

④生きがい型デイサービス事業

介護保険の要支援・要介護に該当しない高齢者に、わたりふれあいセンターでのデイサービスを実施し、閉じこもり防止に努め、生きがいづくりと社会参加を支援します。

⑤温泉利用介護予防事業（湯ったりデイサービス）

本市の特色である温泉を活かし、温泉旅館等でのデイサービスを実施し、介護予防やリフレッシュ効果による疲労回復を支援します。

⑥日常生活用具給付事業

ひとり暮らし高齢者等を火災から守るため、電磁調理器、住宅用火災警報器、自動消火器の給付を行います。

⑦治療材料給付事業（在宅障がい者対策事業に含む）

在宅の重度障がい者及び重度認知症高齢者に対し、治療材料（紙おむつ等）を給付します。

⑧訪問理美容利用助成事業

在宅の寝たきり高齢者等で、理容店や美容院に行くことが困難な方に対し、訪問による理美容費用の一部を助成します。

⑨高齢者住宅改修助成事業
　介護保険給付対象者がいない世帯等で、介護予防を目的として住宅改修工事を行う場合、対象工事費用の一部を助成します。

⑩はり・きゅう・マッサージ等施術費助成事業
　20 歳以上の寝たきりの方の介護者及び重度認知症高齢者の介護者や、ひとり暮らし高齢者の疲労回復・健康保持を図るため、施術費の一部を助成します。

⑪高齢者福祉サービスの広報
　高齢者に関する総合的なサービス情報を提供するため、健やかライフ、市ホームページ、市政だより等において周知を図ります。

（３）家族介護支援事業
　高齢者を介護している家族の身体的･精神的･経済的負担の軽減を図ることにより、介護離職防止、在宅生活の維持向上を図ります。
①介護慰労手当支給事業
　在宅の寝たきり高齢者等を常時介護している方の労をねぎらうため、手当を支給します。

②はり・きゅう・マッサージ等施術費助成事業（再掲）
　20 歳以上の寝たきりの方の介護者及び重度認知症高齢者の介護者や、ひとり暮らし高齢者の疲労回復・健康保持を図るため、施術費の一部を助成します。

③介護マーク普及啓発事業
　介護マークを配布し、介護する方が介護中であることを周囲に理解していただき、介護者の精神的な負担軽減を図ります。

（４）地域で支え合う取組

高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を送るため、日頃から高齢者への支援や見守り活動を行っている町内会や老人クラブ、市社会福祉協議会地区協議会、民生委員・児童委員、ボランティア団体等との連携を図り、高齢者が安心して生活できるよう市民が主体となった介護予防や共に支え合う地域づくり活動を支援します。

①ひとり暮らし高齢者等給食サービス事業

ひとり暮らし高齢者等との昼食会等を行っている団体に対し、助成金の交付を行うことにより、自主的な地域づくりの取組を支援するとともに、ひとり暮らし高齢者等の社会参加を促進します。

②サロン事業

世代間交流や、地域の方々の仲間づくりや高齢者の生きがいづくりを目的として、本市において行っている「地域サロン活動支援事業」と、社会福祉協議会が実施している「ふれあいいきいきサロン」を推進します。

③地域見守りネットワーク事業

市内の団体、事業者などが、日常の活動の中で見守りを行い、住民の異変の早期発見、早期対応に向けた連絡体制をつくる福島市地域見守りネットワーク事業を推進します。

④災害時要援護者登録制度の推進

災害時要援護者※１を地域で支える体制づくりのため、災害時要援護者に対する地域の関係団体や市民の理解を深め、地域ぐるみの支援体制の構築に努めるとともに、各地域における災害時要援護者避難支援連絡協議会の活動を支援します。

※１　災害時要援護者（災害対策基本法では「避難行動要支援者」と表記）とは、高齢であったり、障がい等があるために災害発生時に特に支援が必要な方。

（５）介護予防・日常生活支援総合事業の充実

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加により、要支援者・要援護者が介護予防や外出、買い物・調理・清掃等を継続できることが、自立した生活を送る上で大切です。加齢や関節疾患による生活不活発、生活環境等の要因からこれまでの生活継続が困難な状況になる等の課題が明らかになっています。そのような支援のニーズ等から、これまでのサービスに加えて、訪問型サービスＣ・通所型サービスＣ（短期集中サービス）の導入に向けて検討します。

また、多様な主体が高齢者地域の生活支援の担い手として活躍することが重要であることから、地域のニーズや資源の把握を行い、地域の皆さんとの話し合いによる地域づくりを推進します。（146 ページ、＜図Ⅲ 2-1-1＞参照）

①一般介護予防事業

高齢者の年齢や心身の状況に関わらず、住民が主体となり身近な場所で介護予防ができ、併せて参加者や通いの場が継続的に拡大する地域づくりを支援するため、地域でのフレイル予防の中心となるリーダー（伝道師）やサポーターを養成し、「いきいきももりん体操（福島市版介護予防体操）・お口のももりん体操（福島市版口腔体操）」を継続的に推進します。また、「いきいきももりん体操」を広く周知し地域の通いの場で体操に取り組んでいる団体への継続支援を目的として「いきいき介護予防大会」を開催します。

②介護予防・生活支援サービス事業

ア　訪問型サービス・通所型サービス

介護予防訪問介護（ホームヘルプ）と介護予防通所介護（デイサービス）については、従前の保険給付内容で移行しており、継続して提供していきます。また、短期集中予防サービスの訪問型サービスＣ・通所型サービスＣの導入に向け、検討します。

イ　生活支援サービス

訪問型サービス・通所型サービス以外のサービスについては、生活支援推進事業や地域ケア会議などで出された高齢者ニーズから、多様な実施主体によるサービス提供を検討します。

（６）関係機関との連携強化

①福島市医師会、福島歯科医師会、福島薬剤師会等との連携強化

高齢者の在宅での生活を介護予防と医療面から支援するため、在宅医療福祉事例研究会や地域ケア会議等を通じて福島市医師会、福島歯科医師会等との連携を強化します。

②福島県との連携強化

精神障がい高齢者等が適切な医療や福祉サービスが利用できるよう、福島県からの助言指導を受けるとともに、県北保健福祉事務所、精神保健福祉センター等との広域連携を図ります。

また、県北医療圏域に含まれる周辺自治体と連携し、高齢者の退院調整ルールの継続・徹底に努めます。

③認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター等との連携強化

認知症高齢者等が適切な医療や福祉サービスが利用できるよう、認知症初期集中支援チームや認知症疾患医療センター等との連携強化を図ります。

④地域包括支援センターの地域におけるネットワーク構築への支援

高齢者の対応にあたっては、居宅介護支援事業所や介護サービス事業者等の介護事業所との連携が欠かせないことから、地域包括支援センターとの連携を推進します。

また、地域包括支援センターが中心になって行う地域ケア会議の開催を支援し、保健・医療・福祉サービスをはじめとする高齢者に対する支援の充実を図ります。

⑤その他関係機関、専門職との連携強化

75 歳を境に加入する医療保険や保険者が変わることで、それまでの高齢者の状況や保健事業が制度上分断され、連携が難しい状況がありました。その状況を改善し、連携して高齢者への支援を実施するため、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施や健都ふくしま創造事業との連携の強化を図ります。

また、安心して安全に暮らせる地域づくりを推進するため、町内会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、消防、警察等の関係機関と連携を強化します。

さらに、権利擁護の観点から法律、福祉の専門職団体や関係機関等との連携体制を構築し、成年後見制度に関係する専門相談への対応や地域課題の検討について協議していきます。

なお、専門職等との連携により、福祉・介護事業やケアマネジメントの質についても向上を図ります。

２－２　在宅医療・介護連携の推進

【現状と課題】

多くの高齢者の方々が、「要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けていきたい。」と願っています。しかし、特に 75 歳以上の後期高齢者は、慢性的に複数の病気を患っており、ちょっとしたきっかけで要介護状態になりやすく、家族や親しい方との死別や役割の喪失などから、うつ状態や認知症になりやすいなどの特徴があります。在宅で生活するためには、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等、様々な局面で求められる「在宅医療・介護連携」の体制の整備が極めて重要となっています。

「医療」と「介護」の連携には、多職種間の相互理解や情報の共有が必要であり、退院して在宅へ復帰する際の在宅医療と在宅介護サービスの支援体制や在宅での看取りの体制などの課題があり、これらに早急に対応することが求められています。

在宅医療の提供を含む地域包括ケアシステムを日常生活圏域の中で継続性を保持しながら実現するためには、かかりつけ医が在宅医療の分野で十分に役割を発揮することが重要であるため、医療と介護・福祉機関やそこに従事する多職種の連携が必要となります。

【施策の基本方向と体系】

自宅等の住み慣れた地域で療養し、自分らしい生活を続けられるために、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行う体制の構築を目指します。

また、福島市在宅医療・介護連携支援センターの中立かつ適正な運営を図るため、「福島市在宅医療・介護連携支援センター運営協議会」を設置しています。

（１）在宅医療と介護の連携推進
- ①在宅医療・介護連携支援センターの運営強化
- ②在宅医療・介護多職種の連携
- ③地域住民への啓発推進

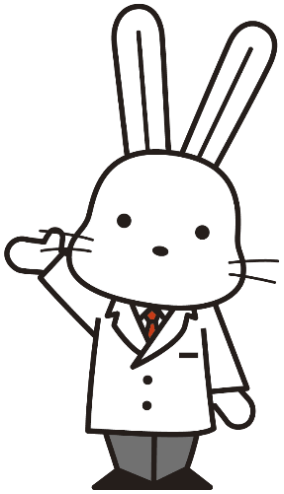

【施策・事業】

（１）在宅医療と介護の連携推進

①在宅医療・介護連携支援センターの運営強化

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように、在宅医療・介護連携を一体的に提供するための拠点を整備するため、福島市医師会との連携により、福島市在宅医療・介護連携支援センター（在タッチ）を平成 30 年 10 月に設置しました。下記の 7 つの事業（ア～キ）を実施します。

○7 つの事業

ア　地域医療・介護の資源の把握	オ　在宅医療・介護連携に関する相談支援
イ　在宅医療・介護連携の課題の抽出	カ　医療・介護関係者の研修
ウ　切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進	キ　地域住民への普及啓発
エ　医療・介護関係者の情報共有の支援	

②在宅医療・介護多職種の連携

在宅医療と介護サービスを一体的に提供するため、居宅に関する医療機関と介護サービス事業所などの関係機関、多職種の連携、退院調整ルールの運用を図り、医療福祉関係の多職種への研修なども推進します。

③地域住民への啓発推進

地域の在宅医療・介護連携を推進するためには、人生の最終段階におけるケアの在り方や在宅での看取り、地域住民が在宅医療や介護について理解することが、適切な在宅医療の継続において重要であることから、これらの理解を促進するため地域住民への普及啓発を行います。

２－３　地域包括支援センターの機能強化

【現状と課題】

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康保持及び生活安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上や福祉の増進を包括的に支援することを目的とした施設として、介護保険法改正により平成 18 年度に創設され、平成 30 年度に実施した圏域の見直しにより現在市内には 22 ヵ所の地域包括支援センターが設置されています。

住み慣れた地域で、安心してその人らしい自立した日常生活を送れるように、高齢者のニーズや生活実態に基づいて総合的な判断を行い、介護保険により提供されるサービスに留まらず、地域のさまざまな住民の力を借りながら適切なサービスを提供できるようにしていくため、地域包括支援センターはその中心的役割を果たしていくものです。

今後の顕著な高齢化の進行に備え、相談件数や困難事例の増加への対応、休日・夜間の対応状況等を勘案し、各地域包括支援センターの職員が地域への訪問や実態把握等の活動を十分に行えるよう、関係機関及び地域との連携・共創に加え、地域包括支援センターの総合相談支援機能の充実も図らなければなりません。

関係機関等との連携強化により、高齢者の実態やニーズ等に関する情報、支援方針を共有し、それぞれの役割や機能を理解することが必要となっています。その連携の一つの機会として、地域包括支援センターが主体となって開催される地域ケア会議があります。地域ケア会議は「個別課題の解決」「地域包括支援ネットワークの構築」「地域課題の発見」「地域づくり、資源開発」「政策の形成」の 5 つの機能を有し、地域包括ケアシステムの実現のための有効なツールであり、重要な会議です。家族機能の低下や地域のつながりの希薄化等、抱える問題の多様化などから、民生委員・児童委員や町内会等の地域の支援者や団体、保健・医療・福祉の関係機関にとどまらず、権利擁護や防犯・防災等の幅広い参加者により、高齢者個人に対する支援の充実や社会基盤の整備につながることが期待されます。

【施策の基本方向と体系】

地域包括支援センターは地域包括ケアシステムにおける中核的な機関として、地域の包括支援ネットワークの推進、地域住民等が主体的に取り組む活動を支援する立場から、現状の課題や地域の実情を踏まえ、機能の強化を検討します。高齢者が重度の要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援を一体的に提供するため、高齢者支援に携わる関係機関の多職種により支援内容を検討します。

（１）総合相談支援機能の充実
- ①体制の強化・充実
- ②行政との役割分担・連携強化
- ③運営の評価と対応力の向上

（２）地域ケア会議の充実
- ①地域ケア推進会議の開催
- ②地域ケア個別会議・地域ケア圏域会議の開催
- ③介護予防ケアマネジメント相談会の開催

（３）活動評価の定着推進
- ①地域包括支援センター運営協議会による評価実施

【施策・事業】

（１）総合相談支援機能の充実

①体制の強化・充実

「地域包括支援センターの運営（介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援、地域ケア会議の推進）」「在宅医療・介護連携推進事業」「認知症総合支援事業」「生活支援体制整備事業」に係る事業と密接に関係する地域包括支援センターに対しての必要な支援を検討すると共に、制度改正や社会情勢の変動にも柔軟に対応していけるよう、引き続き地域包括支援センターとの連携に努めます。

職員研修の機会を通して、職員の能力向上を図り、各地域包括支援センターの機能の充実を図ります。

＜表Ⅱ 2-3-1＞　総合相談支援実施状況

項　目	平　成 27 年度	平　成 28 年度	平　成 29 年度	平　成 30 年度	令　和 元年度
高齢者人口（人）	77,915	79,335	80,610	81,600	82,451
相談件数（件）	40,996	44,254	40,713	38,171	40,321
サービス担当者会議（回）	3,943	3,971	3,439	3,729	3,946
地域ケア会議（回）	53	72	62	43	55
民生委員・児童委員協議会（回）	256	－	－	－	－
その他会議（回）	259	595	860	884	856

※平成 28 年度より民生委員・児童委員協議会は、その他会議に含める。

②行政との役割分担・連携強化

地域包括支援センターの運営は、それぞれの担当する圏域の課題やニーズを十分踏まえた具体的な目標及び業務内容等を設定することとし、行政と地域包括支援センターがそれぞれの役割を認識しながら、より一体的な運営体制を行うよう努めます。

③運営の評価と対応力の向上

地域包括ケアシステム構築に向けた取組を推進する上で、地域包括支援センターの運営や業務が、一定水準を確保していることが地域住民にとって大切であることから、福島市地域包括支援センター運営協議会における業務内容や運営状況の点検、評価を踏まえ、職員研修等により地域住民への対応力の向上に努めます。

制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会のつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会をつくる地域共生社会の実現に向け、相談支援機能を有する他機関との連携の充実を図ります。

（２）地域ケア会議※１の充実

高齢者やその家族等を取り巻く様々な課題について個別事例の検討を行うことにより、その課題の背景にある要因を探り、自立支援に資するケアマネジメント支援を行い、高齢者に対する支援の充実を図ります。

①地域ケア推進会議の開催

地域ケア推進会議では、個別会議や圏域会議で発見・把握された地域に共通する地域課題や情報の共有により、医療や介護、その他関係者の連携によるネットワークの構築や有効な支援策、資源開発などに取り組む体制づくりを推進します。

※１　地域ケア会議とは、多職種の第三者による専門的視点を交えて、ケアマネジメントの質の向上を図り、また、個別ケースの課題分析等の積み重ねにより、地域課題を発見し、地域に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげる、地域包括ケアシステムの実現に向けた手段。

②地域ケア個別会議・地域ケア圏域会議の開催

地域包括支援センターが開催する個別会議や圏域会議では、個別事例や発見された地域課題に応じて検討を行い、高齢者個人の課題に対して、単に既存のサービスを提供するのではなく、必要な行政機関や専門機関との連携により課題の解決を図っていきます。

③介護予防ケアマネジメント相談会の開催

高齢者自身が生きがいや役割をもって地域で暮らせるよう、自立支援・要介護状態の重症化防止の視点から、「心身機能」「活動」「参加」にアプローチする介護予防ケアマネジメントが重要です。介護予防ケアマネジメント支援として、多職種の専門的助言が得られる場として、介護予防ケアマネジメント相談会を開催します。

＜表Ⅱ 2-3-2＞　地域ケア会議事業　（単位：回）

区分	実績	目標		
	令　和 元年度	令　和 3 年度	令　和 4 年度	令　和 5 年度
地域ケア会議個別会議・圏域会議	55	264	264	264
地域ケア推進会議	1	2	2	2
介護予防ケアマネジメント相談会	10	12	12	12

（３）活動評価の定着推進

地域包括支援センター運営協議会を設置運営し、地域包括支援センターの公正・中立性を確保するとともに、円滑かつ適切な運営等について協議し、地域包括支援センターが地域住民にとって効果的な運営を安定的・継続的に行われるよう運営や事業に対する評価を実施します。

また、高齢化の進行に伴う相談件数の増加や困難事例への対応状況等を勘案し、活動が十分に行えるよう適切な人員体制と地域包括支援センターの設置数、圏域の見直しなど、必要な検討を行います。

２－４　認知症施策の推進

【現状と課題】

全国において、2012 年で認知症の人は約 462 万人、軽度認知障害（MCI）の人は約 400 万人と推計され、合わせると 65 歳以上高齢者の約 4 人に 1 人が認知症の人又はその予備軍と言われていました。2018 年には認知症の人は 500 万人を超え、65 歳以上高齢者の約 7 人に 1 人が認知症とされており、2025 年には約 700 万人に増えることが見込まれています。本市における高齢化率は令和 2 年 10 月に 30.0%、認知症と推計される高齢者は 14,256 人となっており、本市でも高齢化の進行とともに、認知症の人はますます増えることが見込まれます。

本市では、本計画策定に合わせ、今後の認知症施策の方向性として「第三期福島市認知症施策―福島市オレンジプラン 2021―（令和 3 年～5 年度）」を作成しました。認知症の人も周囲の人も、安心して、自分らしく暮らし続けることができるまちの実現に向けて、5 つの主な取組について、地域住民及び医療、介護、福祉の関係団体や関係機関等と連携、協力しながら地域包括ケアシステム構築の考え方に基づいて取組を進めていくこととしています。＜表Ⅱ 2-4-1＞

新型コロナウイルス感染症の拡大予防のため、外出自粛や会話の機会が減ることによって高齢者の認知機能の低下が懸念されています。感染症の状況と地域や関係機関の活動状況等を把握し、感染症予防に配慮しながら、認知症施策を推進していくことが必要です。

【施策の基本方向と体系】

国の「認知症施策推進大綱」に基づき、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会を目指し認知症の人やその家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」※1 を車の両輪とし、第二期オレンジプランで推進してきた施策をさらに充実、推進します。

施策の進行は、第三期福島市認知症施策 ―福島市オレンジプラン―　（令和 3～5 年度）に基づき進め、「福島市オレンジプラン進行管理委員会」にて進行管理します。

＜表Ⅱ 2-4-1＞　第三期福島市認知症施策 ―福島市オレンジプラン―　（令和 3～5 年度）

目指す姿を実現するための５つの視点	
1	認知症の人の尊厳が保持され、地域の一員としてその人らしく暮らし続けることができる
2	認知症の人やその家族の思いを重視する
3	誰もが認知症について偏見なく正しく理解している
4	認知症になっていない人も予防および早期発見のための手立てをとることができる
5	公助・共助のサービスに加え、地域住民やボランティア等による支え合い（互助）により認知症のそれぞれの段階に応じて適切に途切れなく受けることができる

※1　認知症施策推進大綱において、
・「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きるという意味。
・「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味。

（１）認知症施策の推進の主な取組
- ①認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進
- ②認知症の発症遅延・進行緩和の推進
- ③切れ目のない医療・介護サービス体制づくり
- ④地域での日常生活・家族支援の強化
- ⑤若年性認知症への対策

【施策・事業】

①認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進

市民が認知症について偏見なく正しく理解し、予防や早期発見に取り組むとともに、地域で認知症の人やその家族の支えとなるよう普及・啓発を進め、共に生きるまちづくりを推進します。

＜表Ⅱ 2-4-2＞

区　　分	実　績	目　　標		
	令　和 元年度	令　和 ３年度	令　和 ４年度	令　和 ５年度
認知症サポーター養成講座受講者数（人）	32,448	35,000	37,000	39,000
企業・職域への認知症サポーター養成講座実施回数（回）	16	40	60	80

②認知症の発症遅延・進行緩和の推進

認知症予防とは、「認知症になることを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味であり、一次予防、二次予防、三次予防を行うことが必要です。生活習慣病の予防や通いの場等社会参加の機会づくりに取り組むとともに、早期発見・早期対応ができる地域の仕組みづくりを行います。さらに、重症化予防・BPSD※１の予防の啓発、支援者等の対応力向上に取り組み、認知症になっても安心して生活できる地域づくりを推進します。

＜表Ⅱ 2-4-3＞

区　　分		実　績	目　　標		
		令　和 元年度	令　和 ３年度	令　和 ４年度	令　和 ５年度
いきいきももりん体操の通いの場	グループ数	163	210	254	298
	活動人数（人）	2,865	3,333	3,773	4,213
認知症に関する相談窓口の把握（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より）		28.8%	―	30.2%	―

※１ BPSD とは、中核症状をもとに、本人の元々の性格や人の心の状態、人間関係、生活環境等の要因が絡み合い発生する行動・心理症状。周囲の人々の接し方や適切な薬物治療により改善が可能となる。

③切れ目のない医療・介護サービス体制づくり

認知症の人がどのような状態にあっても対応できる医療や介護サービスが確保されるよう、「もの忘れ相談医 MAP※１」の周知・活用を進め、もの忘れ相談医を含む医療・介護の支援者が連携し合い、医療連携体制の構築や、医療・介護連携の仕組みづくりを推進します。

また、住み慣れた地域で、本人の意思と尊厳が尊重されながら将来を迎えることができるよう、発症以前より自分自身で意思決定を行うことの重要性の啓発と取組を推進します。

＜表Ⅱ 2-4-4＞

区　　分	実　績	目　　標		
	令　和 元年度	令　和 3 年度	令　和 4 年度	令　和 5 年度
認知症初期集中支援チームの支援により、医療・介護サービスにつながった者の割合	83.9%	65%以上 維持	65%以上 維持	65%以上 維持

④地域での日常生活・家族支援の強化

認知症の人がどのような暮らしを望み支援を必要としているのか、「認知症の人と家族の実態調査　こころの声アンケート※２」より把握し、結果を関係機関と共有し施策に反映させます。

また、認知症の人を支える地域づくり、家族介護者の負担軽減等への取組、高齢者の権利擁護への取組を強化し、認知症の人もその家族も安心して生活できる地域づくりを推進します。

＜表Ⅱ 2-4-5＞

区　　分	実　績	目　　標		
	令　和 元年度	令　和 3 年度	令　和 4 年度	令　和 5 年度
認知症カフェ設置数	12 圏域 22 か所	16 圏域 28 か所	19 圏域 31 か所	22 圏域 34 か所
認知症高齢者見守り声かけ訓練実施数	5 圏域	8 圏域	10 圏域	12 圏域
福島市地域見守りネットワーク事業協定事業所数	58	63	66	69
認知症に関する相談窓口の把握 （介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より）	28.8%	－	30.2%	－

※１　もの忘れ相談医 MAP とは、福島市医師会と連携し、もの忘れや認知症について相談できる医療機関を一覧にしたマップ。

※２　「認知症の人と家族の実態調査　こころの声アンケート」とは、認知症の人と家族の声を聴き、地域で暮らしていく上での思いや課題を把握し、市民への発信や施策へ活かすことを目的とした調査。3 年毎に実施。

⑤若年性認知症への対策

企業等での認知症サポーター養成講座等を通し、若年性認知症に関する理解を広げます。また、若年性認知症の特性に応じた専門的支援ができる体制づくりや、本人の居場所・生きがいづくりを推進します。若年性認知症への理解を深めるため、企業等での認知症サポーター養成講座の拡充や地域住民への啓発に取り組みます。

なお、実績・目標については、＜表Ⅱ 2-4-2＞に記載のとおりです。

２－５　権利擁護の充実

１　権利擁護施策の推進

【現状と課題】

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人の財産や権利を保護し、支援していく制度です。

今後、高齢人口の増加に伴い、認知症高齢者のほか、身寄りのない高齢者や虐待を受ける高齢者も増加することが予想され、成年後見制度への需要が増大すると見込まれます。

成年後見制度に関する相談件数は、権利擁護意識の高まりとともに増加しており、身寄りのない高齢者や虐待を受けた高齢者等、親族による申立てが見込めない人が、認知症や精神疾患等の理由により判断能力が不十分となった際に行う、市長申立の件数が年々増加しています。申し立ての経費や成年後見人等の報酬を負担できない等の理由により制度を利用できない方に対し、成年後見制度利用支援事業により、助成を実施し、利用の支援を行っています。

成年後見制度の利用者の増大を見込み、地域住民が持つ支え合いの意識や経験を活かし後見業務にあたる市民後見人を養成するため、平成 23 年度から市民後見人養成研修（基礎講座・実践講座・フォローアップ講座）を開催しています。令和 2 年 9 月までに、4 人が市民後見人として後見業務に従事してきました。

平成 28 年度には、権利擁護支援のための総合相談窓口として「福島市権利擁護センター」を設置（福島市社会福祉協議会へ委託）しました。高齢者や障がい者を主な相談対象にして、本人や家族、支援関係者から、成年後見制度の利用や権利擁護を目的にした生活の困りごとに関する個別相談を受け付けています。

福島市社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業※１も利用者が増加しています。

【施策の基本方向と体系】

住み慣れた地域の中で認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人の権利が脅かされないように、権利擁護施策の推進を図ります。

（１）権利擁護施策の推進
- ①権利擁護支援のための地域連携ネットワークづくり
- ②成年後見制度に関係する機関等との連携および調整（協議会の設置）
- ③地域連携ネットワークの中核となる機関の設置検討
- ④成年後見市長申立と利用助成の実施
- ⑤市民後見人の育成・支援体制の整備
- ⑥日常生活自立支援事業の利用促進

※１　日常生活自立支援事業とは、判断能力が十分でない人に対し、生活支援員が日常的な金銭管理や福祉サービス利用援助を行う事業。

＜表Ⅱ 2-5-1＞　認知症高齢者等への権利擁護事業実績

区　　分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
市長による成年後見審判の申立て 申請件数(件)		8	15	22	21	26
成年後見制度利用支援事業（件）		6	6	5	12	15
日常生活自立支援事業利用者数(人)	認知症高齢者	25	28	33	34	35
	知的障がい者	8	7	10	11	11
	精神障がい者	10	11	13	14	15
	そ　の　他	7	6	5	5	4
	計	50	52	61	64	65

※各年度3月31日現在利用者数　　（資料：長寿福祉課、障がい福祉課、市社会福祉協議会）

【施策・事業】

（１）権利擁護施策の推進

①権利擁護支援のための地域連携ネットワークづくり

平成28年5月に成年後見制度利用促進法が施行され、平成29年3月には成年後見制度利用促進基本計画（国基本計画）が策定されました。国基本計画の中では「利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善」、「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」、「不正防止の徹底と利用しやすさとの調和」に取り組むことが定められています。その中でも重要となるのは「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」です。この地域連携ネットワークを機能させることで、必要な人が必要な時に成年後見制度を利用できるような体制をつくりあげていくことにつながります。

②成年後見制度に関係する機関等との連携および調整（協議会の設置）

成年後見制度に関する専門相談への対応や、後見等の運用方針等についての家庭裁判所との情報交換・調整等に適切に対応するため、法律・福祉の専門職団体や関係機関が各々のケースを支援する体制を構築します。

各種専門職団体・関係機関の協力と連携強化を協議する協議会等を設置し、個別の協力活動の実施、ケース会議の開催や、多職種間での更なる連携強化策等の地域課題の検討・調整について協議していきます。

③地域連携ネットワークの中核となる機関の設置検討

地域連携ネットワークを整備し、協議会等を適切に運営してくためには、その中核となる機関が必要になります。中核機関は、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職等から円滑に協力を得る方法を蓄積し、地域における連携・対応強化の推進役としての役割を担います。

１）中核機関が担うべき具体的機能等

中核機関の具体的な機能としては、ア広報機能、イ相談機能、ウ成年後見制度利用促進機能、エ後見人支援機能の４つに整理されています。

ア　広報機能

地域連携ネットワークに参加する関係機関は、成年後見制度が本人の生活を守り権利を擁護する重要な手段であることの認識を共有し、利用する本人への啓発活動とともに、自ら声を挙げることができない人を発見し支援につなげることの重要性や、制度の活用が有効なケースなどを具体的に周知啓発していくよう努めます。

中核機関は、関係機関と連携しながら、成年後見制度の早期利用も含めた広報活動が活発に行われるよう支援します。

イ　相談機能

相談支援機関等は、その業務の中で「成年後見活用の必要な人への気づき」と「メリットが感じられるような制度説明」を行い、中核機関に適切につないでいくことが重要です。

中核機関は、成年後見制度の利用に関する相談に対応する体制を構築します。市長申立てを含め権利擁護に関する支援が必要なケースについて、関係者からの相談に応じ、情報を集約するとともに、必要に応じて専門職の支援を得て、保佐・補助類型の利用の可能性も考慮しながら、後見等ニーズの精査と、必要な見守り体制に係る調整を行います。

ウ　成年後見制度利用促進機能

中核機関は、専門職団体（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等）及び法人後見を行う法人と連携するとともに、今後養成された市民後見人候補者の名簿を整備することにより円滑に人選を行います。また、中核機関が後見人候補者を家庭裁判所に推薦するにあたっては、本人の状況等に応じ、適切な後見人候補者の選定のみならずその支援体制を検討します。

さらに、適格な後見人候補者の推薦や後見人への支援を行うことができるよう、日頃から家庭裁判所と連携します。また、家庭裁判所にはオブザーバーとして協議会に参加していただき、地域連携ネットワークを充実させていく中で見えてきた課題等について意見交換をします。

エ　後見人支援機能

中核機関は、親族後見人や市民後見人等の日常的な相談に応じるとともに、必要なケースについて法的な権限を持つ後見人と、本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の状況を継続的に把握し適切に対応する体制をつくります。その上で、専門的知見が必要であると判断された場合において法律・福祉の専門職が本人を支援することができるよう、専門職団体の協力を得ながら意思決定支援・身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるよう支援します。

２）中核機関の設置・運営形態

設置の主体については、中核機関が行う権利擁護に関する支援の業務が、市の有する個人情報を基に行われることや、行政や地域の幅広い関係者との連携及び調整をする必要性などから、市が設置します。

中核機関が担う機能について適切な運営が可能となるよう、市による直営及び市からの委託により行います。市が委託する場合の中核機関の運営主体については、業務の中立性・効率性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人を市が適切に選定します。

④成年後見市長申立と利用助成の実施

成年後見制度利用支援事業により、成年後見制度を利用したくても、自ら申し立てることが困難である、申し立てを行う親族がいない、経費や成年後見人等の報酬を負担できない等の理由により制度を利用できない方に対し、申し立ての支援や助成等を実施します。

⑤市民後見人の育成・支援体制の整備

権利擁護センターにおいて市民後見人養成講座を開催します。講座を修了し、市民後見人候補者としてバンク登録した方が、適正かつ安定的に活動できるよう支援体制を整備するとともに、資質・対応力の向上に向け、登録者を対象としたフォローアップ研修を開催します。

⑥日常生活自立支援事業の利用促進

認知症や障がいによって判断能力が十分でない方を対象に、福祉サービスの利用援助や、金銭管理の支援等を行う日常生活自立支援事業の広報・啓発に努め利用を促進します。

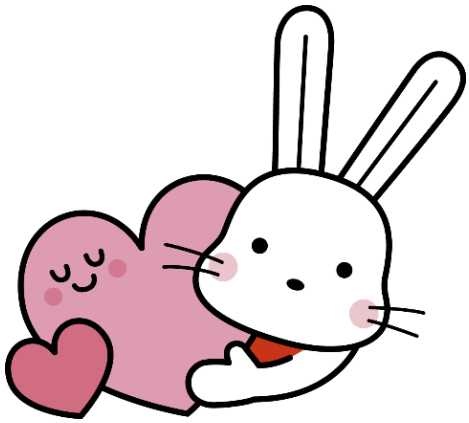

２　高齢者虐待防止対策の推進

【現状と課題】

高齢者虐待に関しては、平成 18 年 4 月「高齢者虐待防止法」施行以降、高齢者虐待件数は増加し、その発生要因と思われる生活課題は深刻化の傾向にあります。

社会的孤立やそれを背景とする潜在化した問題を抱えた世帯が地域に存在し、今後増えていくことが考えられます。老老介護※１、認認介護※２、親に依存して生活する子世代の問題等々に代表されるように、高齢者を支えていくことが期待されている家族の機能が低下してきていることを考えれば、今後さらに高齢者の権利擁護が重要性を増してくるものと思われます。一層増加・深刻化すると思われる高齢者虐待事例に対して、適切な虐待対応と体制整備をさらに促進させることが急務となっています。＜表Ⅱ 2-5-2＞

養護者による高齢者虐待への対応を担う市と地域包括支援センターの役割を明確にするため、平成 29 年度に『高齢者虐待対応マニュアル』を作成し、全ての地域包括支援センターを対象にマニュアルを周知するための研修会を実施し、その後も毎年研修会を開催しスキルの定着を図ってきました。

また、養介護施設従事者等による高齢者虐待状況は＜表Ⅱ 2-5-3＞のとおりです。

介護を必要とする高齢者施設での虐待防止を図るため、介護サービス事業所等の集団指導による虐待防止への予防的取組の実施、介護サービス相談員派遣事業を通じてサービス利用者から話を聞き相談に応じることで、潜在している案件を含めた虐待の早期発見、通報者の保護を含めたアフターケア、虐待を行った職員の背景要因の分析・組織運営上の課題の明確化などから再発防止のため改善取組を適切に推進しています。

また、平成 20 年度から、警察、行政、司法関係、人権擁護団体、医師会、介護保険施設協議会代表者等で構成した「高齢者虐待防止連絡会議」を設置し、関係機関のネットワーク強化を進めながら、高齢者虐待の未然防止、早期発見及びチームアプローチによる適切な早期対応に取り組んでいます。＜図Ⅱ 2-5-1＞

※１　老老介護とは、65 歳以上の高齢者を同じく 65 歳以上の高齢者が介護している状態のこと。
※２　認認介護とは、老老介護の中でも、認知症の要介護者を認知症の介護者が介護している状態のこと。

【施策の基本方向と体系】

高齢者の尊厳を守るため、関係機関の連携のもと、4 つの柱で高齢者虐待防止施策の推進を図ります。

（１）高齢者虐待防止施策の推進
- ①広報・普及啓発
- ②ネットワーク構築
- ③行政機関連携
- ④相談・支援

【施策・事業】

（１）高齢者虐待防止施策の推進

①広報・普及啓発

高齢者虐待に関する対応窓口（「市長寿福祉課」「地域包括支援センター」）を、ホームページ等により住民に対し周知します。また、地域包括支援センター等の関係者に対し、高齢者虐待対応に関する研修を実施します。

②ネットワーク構築

地域社会から孤立しがちな高齢者や家族に対して、民生委員・児童委員や地域住民が日頃から見守ることや医療機関・介護サービス事業所等により、虐待の防止や早期発見、地域包括支援センターへの相談ができる地域ネットワークの構築を図ります。

③行政機関連携

成年後見制度の市長申立ての適切な実施、警察署との連携体制を強化します。

④相談・支援

市職員及び地域包括支援センター職員が高齢者虐待対応マニュアルに従った対応ができること、また、虐待を行った養護者に対し、適切な相談、指導、助言ができることを目的とした研修会を開催します。

また、養介護施設従事者等による虐待に対し、施設・事業所自らが改善に取り組み再発防止のための研修会を開催します。

＜表Ⅱ 2-5-2＞　養護者による高齢者虐待　通報又は届出件数と対応状況

内　　容		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
通報又は届出件数(件)		45	65	81	97	84
終結件数(件)		22	40	72	58	65
うち虐待と認定した件数(件)		21	37	56	53	57
通報又は届出内容(重複あり)(件)	身体的虐待	12	24	41	36	28
	介護等の放棄	6	7	16	9	12
	心理的虐待	7	16	25	21	16
	性的虐待	0	0	0	0	0
	経済的虐待	5	8	11	9	7
通報又は届出者(人)	本人	1	8	10	5	7
	親族	2	3	8	7	2
	職務上知り得た者	19	26	49	44	53
	その他(一般市民)	0	3	6	2	3
被虐待者の性別(虐待認定者)	男性	6(28.6%)	11(29.7%)	13(23.2%)	18(34.0%)	13(22.8%)
	女性	15(71.4%)	26(70.3%)	43(76.8%)	35(66.0%)	44(77.2%)
養護者の属性(虐待認定者)	同居	20(95.2%)	33(89.2%)	51(91.1%)	47(88.7%)	51(89.5%)
	非同居	1(4.8%)	4(10.8%)	5(8.9%)	6(11.3%)	6(10.5%)
対応件数(件)	事実確認(見守り含む)	22	40	72	58	65
	措置入所等による保護等	10	22	35	22	16
	立ち入り調査	0	0	0	0	0
	面会等の制限	0	0	2	0	0
	養護者の支援	15	14	30	29	34

＜表Ⅱ 2-5-3＞　養介護施設従事者等による高齢者虐待状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
通報又は届出件数(件)	9	2	3	1	6
うち虐待と認定した件数(件)	3	2	1	0	2

＜図Ⅱ 2-5-1＞　高齢者虐待防止連絡会議と高齢者虐待の事例対応の関連図

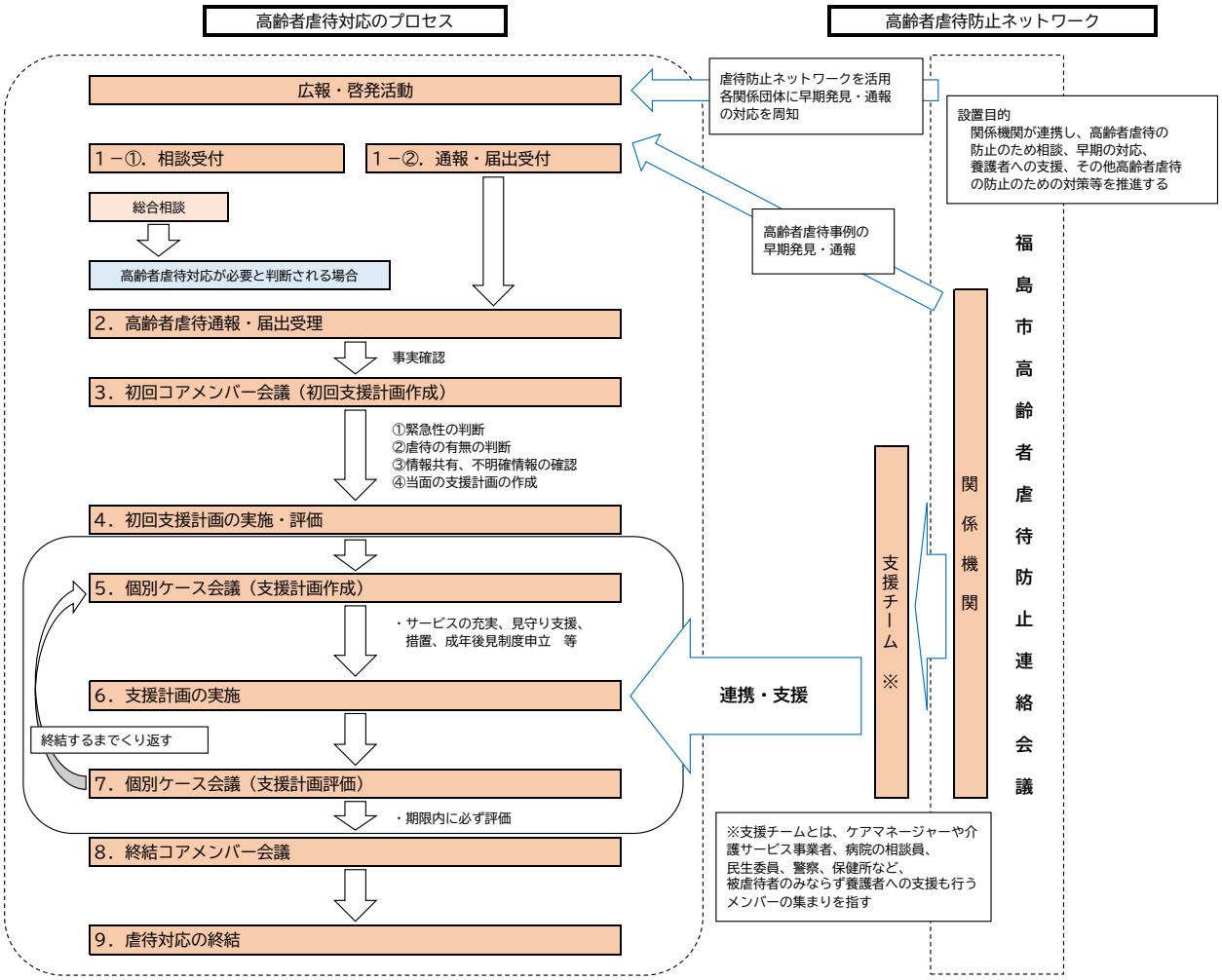

【Ⅱ　各論】施策目標３

第３章　安心安全に暮らせるまちづくり

第３章　安心安全に暮らせるまちづくり

３－１　安心安全に暮らせる環境づくり

１　高齢者が安心安全に暮らせる住環境の整備

【現状と課題】

日常生活の基盤となる住環境の改善は、高齢者が安心安全に生活する上で大変重要です。本市では、これまで高齢者向け住宅を確保するため、シルバーハウジング事業や中心市街地における民間の高齢者向け優良賃貸住宅への支援を行ってきました。また、高齢者向け住宅として、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅が増加しています。

介護予防･日常生活圏域ニーズ調査結果によると､転倒機能リスク高齢者の割合は30.3%と前回の31.2%より0.9ポイントの減となっていますが3割の高齢者が転倒リスクを抱えていることがわかります。転倒予防のため、段差解消や手すりの設置等による高齢者にやさしい住環境の整備が必要であり、今後も高齢者のより良い住環境整備が必要です。

また、住宅政策の基本計画である福島市住宅マスタープランの施策推進に向け、住宅政策部局と連携しながら住環境の整備を進める必要があります。

【施策の基本的方向と体系】

住宅のバリアフリー化を推進するとともに、高齢者が安心して暮らせる居住環境の確保に努めます。

（１）高齢者が安心安全に暮らせる住環境の整備
- ①一般住宅のバリアフリー化の促進
- ②市営住宅のバリアフリー化の推進
- ③住宅の新築及び改修に係わる相談体制の充実
- ④高齢者向け住まいの確保と居住系施設等の整備促進
- ⑤高齢者向け住宅等の質の確保
- ⑥軽費老人ホームへの運営費補助

【施策・事業】

（１）高齢者が安心安全に暮らせる住環境の整備

①一般住宅のバリアフリー化の促進

高齢者が転倒等により介護状態に陥ることを予防し、自立した在宅生活の継続を図ることを目的に高齢者住宅改修助成事業により補助金を交付します。

②市営住宅のバリアフリー化の推進

市営住宅に住む高齢者等が安心安全に生活できるよう、既存住宅に手すり等を順次設置します。

③住宅の新築及び改修に係わる相談体制の充実

高齢者が住む住宅の新築及び改修について、保健、医療、福祉及び建築関係職員が相互連携して、相談や助言にあたります。

④高齢者向け住まいの確保と居住系施設等の整備促進

住宅施策と連携し、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームなどの高齢者向け住まいの確保に努めます。また、民間による施設等整備を促進し、サービス付き高齢者向け住宅等の設置状況を踏まえながら、認知症高齢者グループホームなどの居住系施設や介護保険施設を計画的に整備します。

⑤高齢者向け住宅等の質の確保

介護保険事業所、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅に対する、定期的な指導監督の実施により質の確保を図ります。

⑥軽費老人ホームへの運営費補助

施設に対して補助金を交付することにより、入所者の経済的負担の軽減を図ります。

２　高齢者にやさしい生活環境の整備

【現状と課題】

本市では、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした官民一体となったハード・ソフト両面のバリアフリーの実践とともに、令和 2 年 3 月「障がいのある人もない人もともにいきいきと暮らせる福島市づくり条例」を制定し、「誰にでもやさしいまち　ふくしま」の実現を目指し、バリアフリー推進の取組を進めています。

移動等円滑化促進方針※１において、生活関連施設が集積し、高齢者・障がい者等が利用する施設が集まった地区を移動等円滑化促進地区として定め、生活関連施設及び生活関連経路の移動等円滑化に係る方針を示すことにより地域のバリアフリー化の機運醸成を図りバリアフリーを促進します。

あわせて、地域におけるバリアフリー化を図るためハード面の整備だけでなく、地域住民等のバリアフリーに関する理解の増進と協力の確保など、移動等円滑化に関する心のバリアフリーを促進するためのソフト対策に取り組みます。

また、公共施設整備等においてもユニバーサルデザイン※２の考え方、方法を取り入れています。今後も、高齢者や障がい者のバリア（障壁）となっているものを取り除き、だれでも安心安全に生活できる環境整備を進めます。

【施策の基本的方向と体系】

新たに整備する事業にはユニバーサルデザインの考え方、方法を取り入れるとともに、既存の施設についてはバリアフリー化を推進します。

（１）高齢者にやさしい生活環境の整備
- ①利用しやすい施設の整備
- ②安全な移動路の確保
- ③交通手段の確保とバリアフリー化
- ④高齢者の外出促進
- ⑤高齢者等の買物対策

※１　旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区（移動等円滑化促進地区）において、面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すもの。平成 30 年 5 月のバリアフリー法改正により創設された。

※２　ユニバーサルデザインとは、1980 年代米国において、年齢や性別、身体能力、言語などの違いに関わらず、初めからすべての人が使いやすいように、建物や製品、サービスなどを計画、設計しようとする考え方で、現在多方面で広く採り入れられている。

【施策・事業】

（１）高齢者にやさしい生活環境の整備

①利用しやすい施設の整備

市関連施設の整備にあたっては、福島県が定める「ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針」に基づき、年齢や性別、障がいの有無、言語の違いなどに関わらず、すべての人の多様なニーズを考慮した施設づくりに努めます。

②安全な移動路の確保

移動等円滑化促進方針（マスタープラン）及び基本構想に基づき、高齢者が安心安全に移動できるだけでなく、歩行者の回遊性を高めて中心市街地の活性化を図り、誰もが安心して快適に移動できる都市空間づくりを進めます。

③交通手段の確保とバリアフリー化

高齢者が公共交通機関を快適に利用できるよう、福島市地域公共交通網形成計画（平成 28 年 3 月策定）に基づき、地域が選択する交通手段の確保、社会実験バスの展開、タクシー活用による生活交通の確保など、公共交通が利用しづらい地域における移動手段確保のため「小さな交通」の導入についての検討とあわせ、交通事業者と連携し低床バスの導入や車両のバリアフリー化等に取り組みます。

あわせて、鉄道駅やバス停留所の待合環境等の改善について、交通事業者とともに取り組みます。

④高齢者の外出促進

本市では、75 歳以上の方を対象にした福島市路線バス等高齢者利用促進事業（高齢者無料乗車証「ももりんシルバーパスポート」の交付）により、高齢者の積極的な社会参加の促進と、高齢者等の移動手段としての路線バス及び飯坂線の利用促進を図ります。

⑤高齢者等の買物対策

郊外への大型店の出店や人口減少等により、身近な場所の商店の廃業などにより、日常の買物が困難になっている高齢者等が増加していることから、市民の買物環境の把握と日常生活の買物の利便性の確保を図るための有効な対策について検討します。

３　高齢者の安全の確保

【現状と課題】

本市では、市民生活の安全・安心を確保するため、平成 17 年 4 月 1 日、「福島市安全で安心なまちづくり条例」を施行し、各種施策を市民協働で実施しています。その中でも、一般的に災害弱者・交通弱者といわれる高齢者の安全・安心の確保は重要課題の一つとなっています。

交通事故等の状況は、＜表Ⅱ　3-1-1＞のとおり、高齢者の交通事故死者に占める割合が高い状態で推移しています。身体機能・認知機能が低下した高齢者は、交通事故の当事者となる可能性が高くなるため、交通事故の被害者となることを防ぐと同時に、加害者にならないための対策も重要となります。

また、消費生活相談については、＜図Ⅱ　3-1-1＞のとおり、全体及び 60 歳以上の相談件数はここ数年緩やかに増加しており、相談の内容も多様化・複雑化しています。さらに、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者、高齢者世帯が対象となる消費者被害について、「地域ケア会議」等で報告されており、安全な消費生活を確保するための対策が求められています。

認知症高齢者等の行方不明者が発生した際、警察署ルートに加え長寿福祉課ルートとして、市内全域の地域包括支援センター、福島市地域見守りネットワーク協定事業所等へ連絡し、一斉に捜索協力依頼を行っています。地域での見守りの一つとして、認知症高齢者見守り声かけ訓練等の地域での取組も行われ始めており、迅速な対応が発見率を高めると言われていることから、関係機関とのネットワーク強化に加え、高齢者見守りネットワークづくりが求められています。

また、平成 29 年 7 月から行方不明者の早期発見に繋げる「認知症高齢者 QR コード活用見守り事業」を開始し、申請者の「専用 QR コードシール」と交通安全のために「反射シール」を送付しており、多くの方に活用いただけるよう周知しています。

防災体制づくりでは、「福島市地域防災計画」推進のため、災害時要援護者への情報伝達体制や避難支援体制の整備とともに、地域の安心安全なまちづくりの推進に取り組んでいますが、災害時要援護者登録制度の開始から 10 年以上が経過し、各地域の実情に応じた支援体制づくりの必要性や支援体制の継続等の課題もあります。

また、一般的な避難所（学校・学習センターなど）では生活が困難な要援護者のために、特別養護老人ホームや障がい者入所施設などと福祉避難所に関する協定を結びながら、避難支援体制の整備に努めています。さらに、福祉避難所を円滑に運営するために人的支援や福祉機器供給協力に関する協定も締結しています。

一方、大規模な災害時において水の確保を図ることは、市民の生命を守るために必要不可欠です。そのためには、地震などに強い水道施設の整備が必要ですが、すべての施設を耐震化するためには多くの時間と費用を要することから、施設の重要度や整備の緊急性を十分勘案して、今後も計画的に整備していく必要があります。

令和 2 年には新型コロナウイルス感染症流行により、私たちの生活様式も大きく変化しました。感染症に対応した「新しい生活様式」の実践と定着が求められています。また、主たる介護者が感染症により入院等が必要になった場合など、医療と介護の間でどのように要介護高齢者の生活を支援するかが課題となっています。

また、原発事故では、10 年経過した現在でも多くの避難者がおり、市内にも原発事故被災高齢者が避難されています。本市としては、原発事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律※１（以下「原発避難者特例法」という。）に基づき、避難元の自治体と連携を図りながら支援に努める必要があります。

＜表Ⅱ 3-1-1＞　交通事故による高齢者の死傷者数の推移

	事故件数（件）	死 者 数			傷 者 数		
		全 数（人）	うち高齢者数（人）	高齢者の占める割合	全 数（人）	うち高齢者数（人）	高齢者の占める割合
平成27年	977	4	2	50.0%	1,185	175	14.8%
平成28年	880	12	6	50.0%	1,069	153	14.3%
平成29年	843	3	1	33.3%	991	139	14.0%
平成30年	660	5	4	80.0%	778	111	14.3%
令和元年	605	8	6	75.0%	716	138	19.3%

＜図Ⅱ 3-1-1＞　消費生活センターにおける相談件数の推移

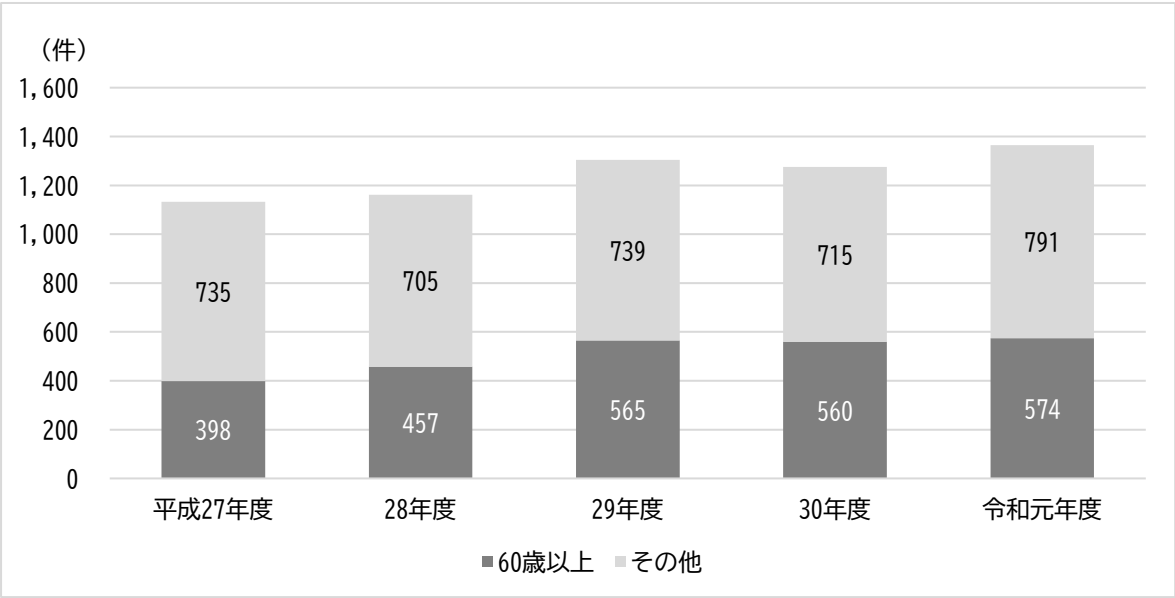

（資料：生活課）

※１　原発避難者特例法とは、平成 23 年 8 月 12 日に公布・施行され、法律又は政令により処理することとされている事務のうち避難住民に関するものであって、自ら処理することが困難である事務について、一定の手続きを経て、避難先自治体が処理できることを定めたもの。平成 23 年 11 月 15 日に総務大臣より告示された特例事務は、医療・福祉及び教育関係の 10 法律 219 事務があり、要介護認定等に関する事務、介護予防等のための地域支援事業に関する事務、養護老人ホーム等への入所措置に関する事務などがある。

【施策の基本的方向と体系】

高齢者を災害や交通事故、詐欺行為等から守る取組を強化します。

（１）高齢者の安全の確保
- ①住宅防火対策等の推進
- ②交通安全対策の強化
- ③安全な消費生活の確保
- ④認知症高齢者等の行方不明時対応の強化
- ⑤防災体制づくりの支援
- ⑥感染症対策と予防
- ⑦原発事故被災高齢者への支援

【施策・事業】

（１）高齢者の安全の確保

①住宅防火対策等の推進

住宅火災による高齢者の死者を減少させるため、春・秋の火災予防運動期間中に実施している一般家庭防火指導や老人クラブの集会などの機会を捉え、防火防災指導の実施、住宅用火災警報器の設置促進、火災予防のためのリーフレットの作成・配布を行い、防火防災意識の向上を図ります。

また、災害時要援護者対応を取り入れた自主防災組織の訓練や地域防災訓練などを積極的に推進し、支援します。

②交通安全対策の強化

老人クラブ等の集会において交通安全を啓発するとともに、高齢者が交通事故の被害者・加害者にならないために、高齢者交通安全教室の開催や高齢者宅訪問活動等により交通安全意識の高揚を図ります。

③安全な消費生活の確保

振り込め詐欺や悪質商法から高齢者を守るため、老人クラブや各種高齢者グループを対象に、消費生活学習車の運行や出前講座による消費生活学習会を開催し、消費者意識の啓発に努めます。

④認知症高齢者等の行方不明時対応の強化

早期発見、早期解決を目指し、関係機関との行方不明者捜索ネットワークの強化を図ります。また、今後増加が見込まれる認知症高齢者に対応するために、地域住民等を対象とした「認知症サポーター養成講座」等の開催により、認知症への理解を広げ、高齢者見守りネットワークづくりを進めます。また、認知症高齢者見守り声かけ訓練等、地域の取組を支援します。

あわせて、ひとり歩き行動を起こす高齢者が外出し、家に戻らず行方不明になり市民や警察等で保護された場合に、早期に安全に身元が判明できるように衣服等に貼り付ける「専用 QR コード」の普及を推進します。

⑤防災体制づくりの支援

１）災害時要援護者を地域で支える体制づくり

ア　災害時要援護者の新規登録及び地域支援者の選定の推進

未登録者の新規登録や地域支援者の選定推進と災害時要援護者登録制度の認知度向上のため、地域の関係団体向けに研修会・説明会を開催し、「災害時要援護者」に対する理解を深め、地域ぐるみの支援体制の構築に努めます。

また、災害時要援護者登録制度によるデータ管理を実施し、平常時から災害時要援護者の現状や情報把握に努めます。あわせて、災害時要援護者一人に対して複数の地域支援者を定めることを目指し、必要に応じてケアマネジャー等福祉専門職の協力を得ながら地図情報システムを利用した個別避難支援プランの策定を積極的に行います。

イ　災害時要援護者避難支援連絡協議会の活動の活性化

災害による被害を最小限に留めるためには、地域住民相互の協力が必要不可欠です。協力を促進するため「災害時要援護者避難支援連絡協議会」の支援体制づくりに関する活動を支援します。

＜表Ⅱ 3-1-2＞　「災害時要援護者登録制度」の町内会長の認知度

区　　分	実　績	目　　標		
	令　和 元年度	令　和 3 年度	令　和 4 年度	令　和 5 年度
「災害時要援護者登録制度」の町内会長の認知度 （高齢者を支え合う地域づくりアンケートより）	37.8%	―	50.0%	―

＜図Ⅱ 3-1-2＞　災害時要援護者の登録率の推移

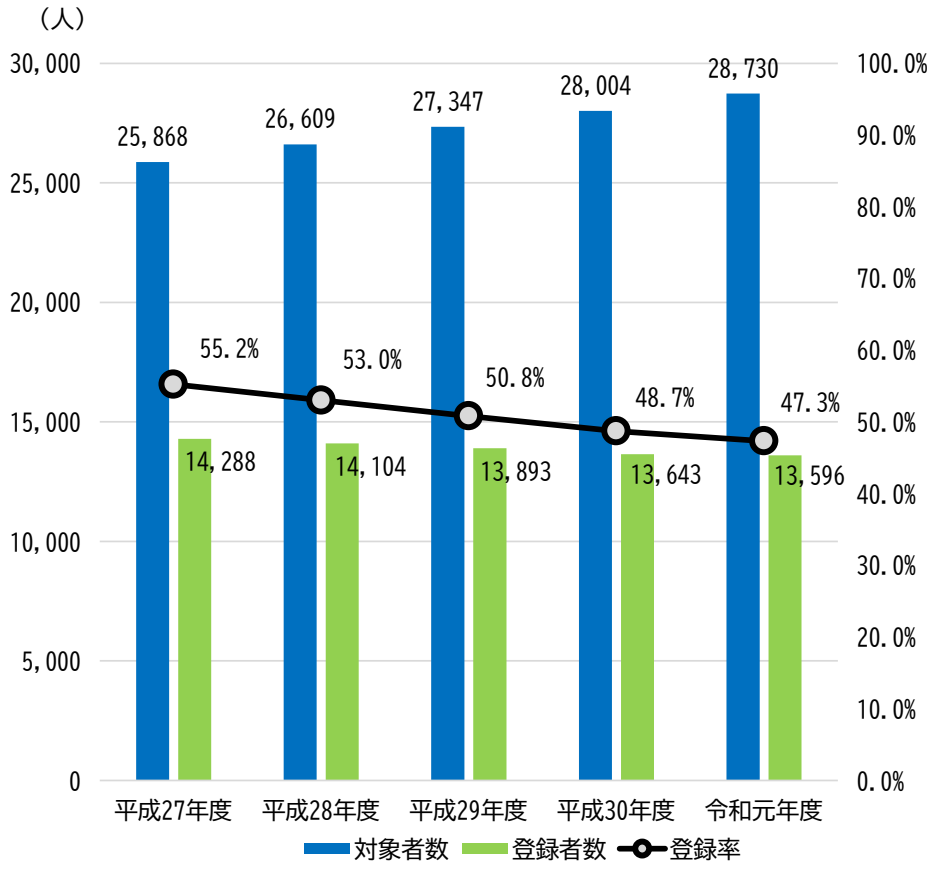

＜図Ⅱ 3-1-3＞　地域支援者の選定率の推移

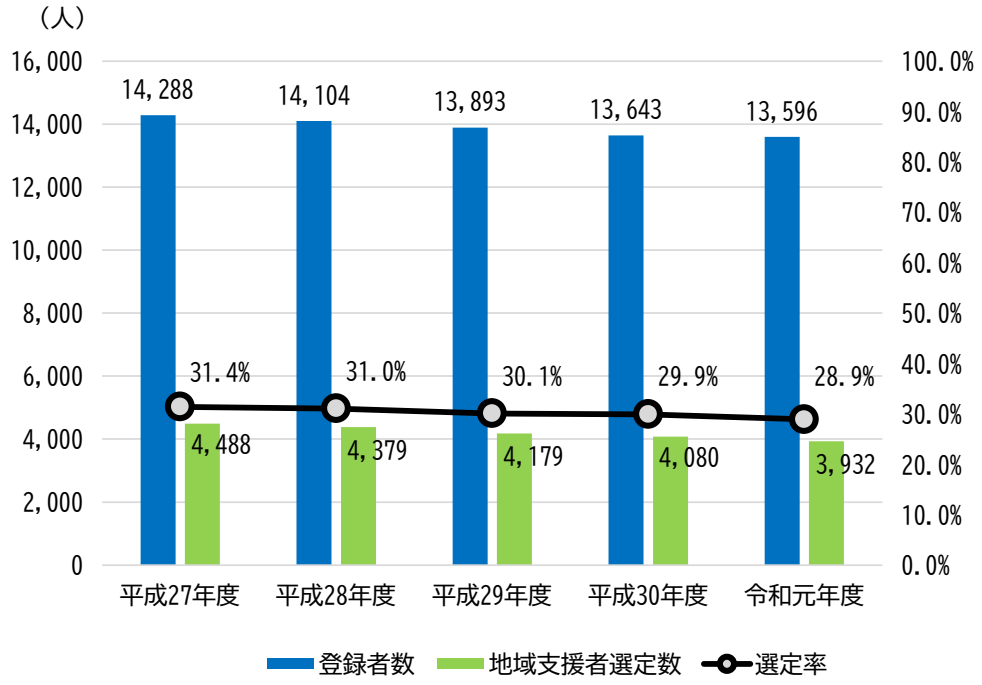

＜図Ⅱ 3-1-4＞

福島市の地域ネットワーク（全体像）

【福島市災害時要援護者避難支援連絡協議会】

災害時要援護者に対する適切な支援や地域関係団体の連携等を図るため、
地域関係団体の代表による連絡協議会を設置する。

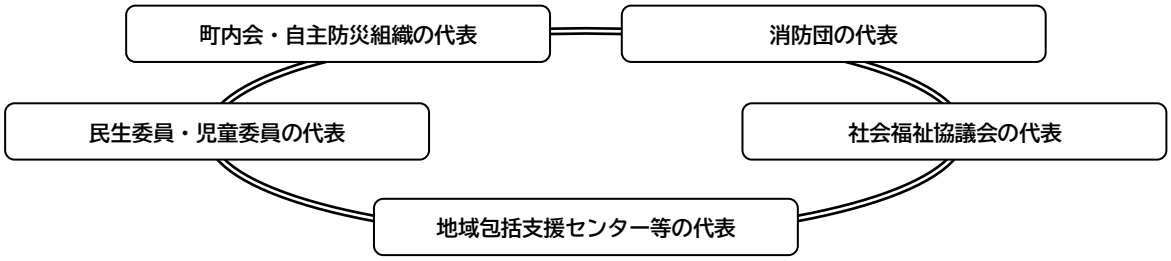

※目的　① 災害時要援護者の避難支援等における推進体制の協議
　　・要援護者登録台帳（名簿）の活用による具体的な支援方法と体制づくり
　　② 地域のコミュニティづくり
　　・地元関係団体間での連携強化
　　・地域（支所）機能の強化

【各地域・各地区災害時要援護者避難支援連絡協議会】

連絡協議会の目的を具現化するため、各支所及び原則として各町内会単位で設置し、
各地域における防災の取組等の活性化を促進する。

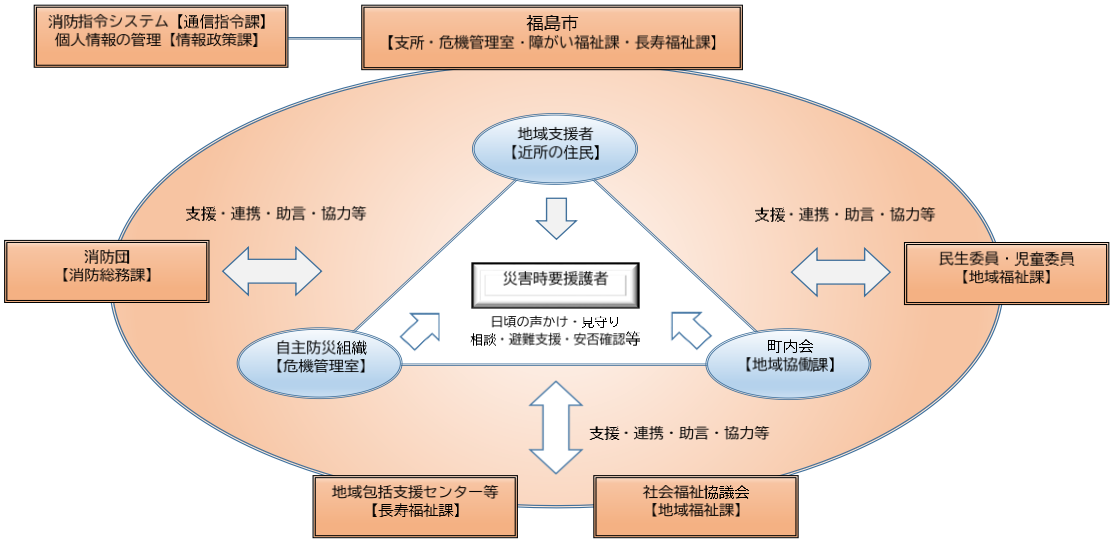

① 支援者及び支援組織（自主防災組織等）の選定（各町内会単位等での話し合いを促進）
② 要援護者登録台帳（データ）管理者の選定
③ 要援護者支援リーダーやボランティアの養成
④ 地域における避難訓練の実施や研修会等による住民（子供を含む）の防災意識の高揚
⑤ 要援護者に対する日頃の声かけや相談等の取組

２）ライフラインの確保

ライフラインの災害対応力を高めるため、総合防災訓練などを通して電気・ガス・水道・電話等のライフラインについて関係機関との連携を図りながら、即応力のある体制強化を図ります。

特に水道は、老朽化した水道管の更新を推進するとともに、病院や避難所等への給水を確保するために耐震性の高い水道管を整備する事業を計画的に進め、地震に強い施設づくりを進めていきます。

また、全支所に配備した車載用給水タンクを活用した自主防災組織や消防団等による給水体制を支援します。

さらに、災害時にガソリン等の供給不足が生じ、社会福祉施設等の車両が給油できないことにより訪問介護や安否確認等の業務ができなくなり、高齢者の生命に支障を来たさないように、石油供給団体や社会福祉施設等の事業者と協議し、ガソリン等の給油体制づくりを行います。

３）備蓄体制の整備

災害時に備え、他地域等からの救援物資が到着するまでの間の必要分として、非常用食料や避難所生活で使用する生活必需品等の備蓄において、高齢者などに配慮した食料や物資を計画的に備蓄し、災害に備えた備蓄体制の強化を図ります。

４）災害時要援護者等避難者への対応

高齢者や障がい者等の災害時要援護者は、一般的な避難所の生活では、疲労やストレスにより持病や状態の悪化等が想定され、福祉避難所への受入れが必要となります。

災害時に速やかに要援護者を受け入れる体制を構築するため、一般的な避難所から速やかに福祉避難所に移動できる連絡体制を整備します。また、福祉避難所の設置・運営をスムーズに行うために、本市及び地域の自主防災組織等と連携して定期的に防災訓練を実施します。

また、東日本大震災のような大規模災害の場合、福島市外への避難、あるいは他市町村から福島市への避難も想定されることから、要援護者、特に高齢者福祉施設入所者等の避難について、平時から福島県、近隣市町村と連携を図り、避難体制の構築について検討を進めます。

⑥感染症対策と予防

日常生活の中での手洗いや手指消毒は、一般的な感染症予防策としてとても重要です。また、新型コロナウイルス感染症対策では、3 つの密（密閉・密集・密接）を避けることが感染防止対策の基本となります。高齢者本人だけでなく、地域全体で「新しい生活様式」の実践と定着を図ります。

あわせて、感染症が発生した場合に迅速に対応できるよう、引き続き県や医療機関、福祉施設及び市保健所など関係機関との情報共有と連携を進めます。

⑦原発事故被災高齢者への支援

福島市に避難した原発事故被災高齢者の支援は、避難元自治体の高齢者サポート拠点による介護サービス等の提供や、原発避難者特例法に基づき処理する特例事務等がありますが、避難生活が長期化していることから、継続的な支援が必要となります。

避難元の自治体と連携を図りながら、原発避難者特例法に基づき、避難元自治体が自ら処理することが困難な事務を円滑に遂行するとともに、その他の住民生活を支える施策についても福島市民同様に行います。

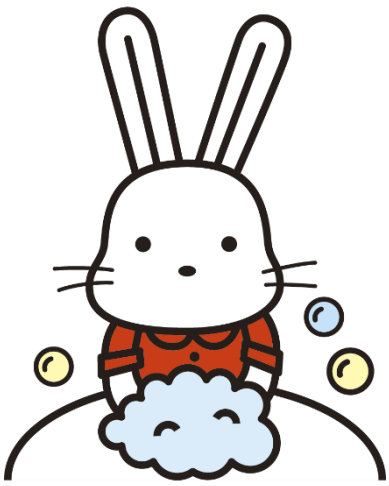

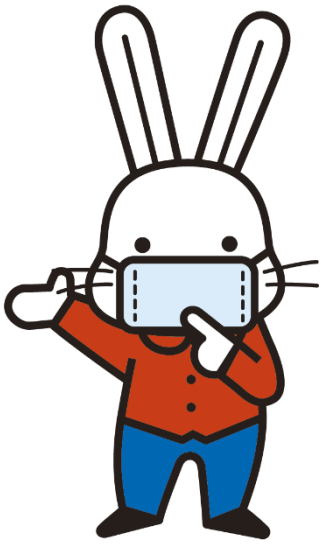

３－２　介護サービスの基盤整備

１　介護保険施設整備

（１）施設整備目標

第 8 期介護保険事業計画による施設整備目標は、＜表Ⅱ 3-2-1＞のとおりです。

＜表Ⅱ 3-2-1＞　介護保険施設及び居住系の整備目標

（単位　施設数：施設、定員数：床）

サービスを提供する施設の種類			第7期（H30～R2）の合計	第7期までの累計	第8期 R3年度	第8期 R4年度	第8期 R5年度	第8期 合計	第8期までの累計見込み
施設	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	施設数	2	22	※1　1		1	2	※1　23
		定員数	160	1,524	10		80	90	1,614
	介護老人保健施設	施設数	0	12				0	12
		定員数	0	1,109				0	1,109
	介護老人保健施設（医療療養病床転換分）	施設数	0	0				0	0
		定員数	0	0				0	0
	介護老人保健施設（介護療養病床転換分）	施設数	0	0				0	0
		定員数	0	0				0	0
	介護療養型医療施設	施設数	0	0				0	0
		定員数	0	0				0	0
	介護医療院	施設数	0	0				0	0
		定員数	0	0				0	0
地域密着型サービス	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）	施設数	0	3				0	3
		定員数	0	73				0	73
	認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	施設数	2	35			2	2	37
		定員数	36	576			36	36	612
居住系（特定施設※3）	有料老人ホーム（介護専用型以外）	施設数	2	11			※2　2	2	13
		定員数	100	727			160	160	887
	ケアハウス（軽費老人ホーム）（介護専用型以外）	施設数	0	1				0	1
		定員数	0	60				0	60
	養護老人ホーム（介護専用型以外）	施設数	0	1				0	1
		定員数	0	50				0	50
整備目標合計		施設数	6	85	※1　1	0	5	6	90
		定員数	296	4,119	10	0	276	286	4,405

※1　介護老人福祉施設について、令和 3 年度の 1 施設 10 床の整備は、既存施設の増床とする。
※2　有料老人ホームは、整備目標定員数 160 床の範囲内での施設数の変更も考えられる。
※3　特定施設とは、有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅を含む。）・養護老人ホーム・軽費老人ホームをいう。これらの特定施設は、指定基準を満たすことで、特定施設入居者生活介護事業所として介護保険を使って、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話等の介護サービスを提供することができる施設となる。

（２）施設整備の手法

今後も地域や高齢者のニーズを踏まえ、計画的に施設整備を図るとともに、施設設置者の負担軽減を図ります。

①適切な施設の設置

施設の配置は、日常生活圏域の需要動向等を見極めながら適正配置に努めます。

②民間活力を活かした施設整備の促進と設置者の財政負担軽減

民間活力を活かして施設整備を促進します。

なお、施設整備に際しては、国や県の補助制度を活用して、設置者の費用負担の軽減を図ります。

③施設整備運営事業者選考委員会の設置

公平性の確保のため、公募により施設整備運営を希望する法人等を募集します。選考にあたっては、透明性・公正性の確保のため、高齢者社会福祉施設整備運営事業者選考委員会を設置します。

２　介護保険対象外福祉施設

（１）福祉施設の概要

常時介護の必要がない方で、心身の状況や家庭環境により、在宅での生活が困難なひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の方が利用できる施設です。

＜表Ⅱ 3-2-2＞　介護保険対象外福祉施設等概要

施設名	内容
養護老人ホーム	心身の障がいまたは環境上の理由（住環境、家庭環境など）に加え、経済的理由により在宅での生活が困難な高齢者を入所措置する施設。
軽費老人ホーム	低所得者層に属する 60 歳以上で、家庭環境、住宅事情などの理由により居宅において生活することが困難な人が低額な料金で利用する施設。A 型（給食サービス付）と B 型（自炊が原則）がある。
ケアハウス	身体機能の低下または高齢者等のため独立して生活するのに不安がある高齢者のケア（世話）に配慮しつつ、段差をなくす、手すりを設置するなど自立した生活が確保できるように工夫した施設。
有料老人ホーム	高齢者を入居させ、入浴または排せつ若しくは食事の介護、食事の提供、その他の日常生活上必要な便宜を提供する施設。利用料は全額自己負担。
サービス付き高齢者向け住宅	バリアフリー構造等の設備、安否確認サービス及び生活相談サービスを必須登録要件とした高齢者賃貸住宅。

＜表Ⅱ 3-2-3＞　養護老人ホーム入所状況

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
入所委託施設数（施設）	4	4	4	4	4
委託措置者数（人）	160	159	152	158	164

※入所委託施設数は、県北管内の委託施設数

※措置者数は、各年度末現在

＜表Ⅱ 3-2-4＞　有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の設置状況

（令和 2 年 4 月 1 日現在）

区　分		施設数	定員（人）
有料老人ホーム	住宅型	22	574
	介護付 ※1	7	521
サービス付き高齢者向け住宅 ※2		33	1,075
合　計		62	2,170

（２）施設整備の考え方

施設整備にあたっては、国や県などの補助制度の活用により新設・改修時の負担軽減が図れるよう情報収集するとともに、事業者への情報提供を行います。

※1　混合型、介護専用型の合計

※2　有料老人ホームに該当する住宅を含む

３　地域密着型サービスの整備

地域密着型サービスは、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加等を踏まえ、高齢者が要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにする観点から、原則として日常生活圏域内でサービス利用及び提供が完結するサービスを類型化し、市町村が事業者の指定及び指導・監督を行うものです。

（１）地域密着型サービス整備の基本的な考え方

日常生活圏域における地域密着型サービスの整備の基本的な考え方は次のとおりです。

なお、公平・公正の観点から居住系サービスの施設整備は、公募により事業者を選定します。

サービスの種類	整　備　方　針
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	○定員が 29 名以下である小規模な介護老人福祉施設については、今期計画では整備しません。
認知症対応型共同生活介護	○介助が必要となる認知症高齢者の受け皿として、着実に整備します。
小規模多機能型居宅介護	○整備された施設の利用状況等を勘案しながら、計画的に整備を支援します。
看護小規模多機能型居宅介護	○整備された施設の利用状況等を勘案しながら、計画的に整備を支援します。
認知症対応型通所介護	○整備された施設の利用状況等を勘案しながら、計画的に整備を支援します。
地域密着型通所介護	○整備された施設の利用状況等を勘案しながら、計画的に整備を支援します。
夜間対応型訪問介護	○整備された施設の利用状況等を勘案しながら、計画的に整備を支援します。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○地域包括ケアシステムの構築に向けて、在宅福祉サービスの柱となるサービスであることから、市内全域でサービスの提供が受けられるように積極的に整備を支援します。

※各地域密着型サービスの整備については、国や県の施設整備補助等の状況を勘案しつつ、整備の支援を行います。

（２）居住系サービスの整備計画（令和 3～5 年度）

サービスの種類	令和 3～5 年度までの整備量
認知症対応型共同生活介護	2 ヵ所（ 36 名）

（３）居住系サービスの整備実績

【認知症対応型共同生活介護】

日常生活圏域	中央	東	南	北信	北	西	飯坂	松川	信夫	吾妻	合計
施　設　数	3	3	3	5	4	4	3	3	4	3	35
定　員　数	54	45	45	90	54	54	54	54	72	54	576

【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

日常生活圏域	中央	東	南	北信	北	西	飯坂	松川	信夫	吾妻	合計
施　設　数	－	－	－	－	－	1	－	1	－	1	3
定　員　数	－	－	－	－	－	24	－	29	－	20	73

４　施設・居住系サービス利用者数の推計

本市における施設等の整備状況や整備目標をもとに、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護及び居住系サービスの利用者数を推計しました。

＜表Ⅱ 3-2-5＞　施設・居住系サービス利用者数の推計

（単位：人）

サービスを提供する施設の種類			第7期	第8期		
			R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
施設	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	非転換分	1,335	1,408	1,518	1,518
	介護老人保健施設	非転換分	962	984	1,007	1,030
		医療病床転換分	0	0	0	0
		介護病床転換分	0	0	0	0
	介護療養型医療施設	非転換分	11	11	11	11
	介護医療院	医療病床転換分	2	2	2	2
地域密着型サービス	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）	非転換分	71	71	71	71
	認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	非転換分	547	564	565	565
居住系（特定施設）	有料老人ホーム（介護専用型以外）	非転換分	545	594	615	615
	ケアハウス（軽費老人ホーム）（介護専用型以外）	非転換分	53	53	53	53
	養護老人ホーム（介護専用型以外）	非転換分	18	18	18	18
利用者推計合計			3,544	3,705	3,860	3,883

５　介護サービス量の確保

（１）居宅サービス

①介護サービス事業者の状況

本市に所在する居宅サービス事業所は、令和 2 年 4 月 1 日時点で介護サービス事業所として 382 事業所・介護予防サービス事業所として 174 事業所が指定を受けております。事業者は、営利法人や NPO 法人等、多様な事業者が参入しています。

②確保のための方策

１）事業所への情報提供

要介護者の増加とその多様なニーズに対応するように、参入を計画している事業者に対して、要介護高齢者の介護度分布の情報や高齢者のニーズ等の情報を積極的に提供します。

２）居宅サービス量の確保

居宅サービスを重視した取組を行うため、特に地域密着型サービスの適切な基盤整備に努めます。

（２）施設・居住系サービス

施設・居住系サービスは、介護保険制度開始後、整備が進んでいます。本計画期間では、日常生活圏域を考慮して地域的にバランスのとれた適切な整備を図ります。

なお、介護老人福祉施設等の介護保険施設は、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を踏まえ、本計画期間における利用量に見合うサービス基盤を確保できるよう計画的に整備を進めます。

また、個室化、ユニットケア導入等により施設サービスの充実を図ります。

サービス提供にあたっては、新型コロナウイルス感染症等への対策を十分に行い感染予防に努めるよう、ホームページ・チラシにより周知を図るとともに、感染症発生時に備え防護用品の備蓄、県や市保健所等関係機関と連携した体制整備を図ります。

（３）人材の確保策

介護サービス事業所での人材の確保・養成の取組を支援します。

引き続き、「介護資格取得支援事業」により慢性的に人材が不足している介護サービス事業所における就職の促進と職場定着支援につなげ、介護従事者の増加を図るとともに、「介護マンパワーアップ支援事業」によりキャリアップの促進と定着率の向上、人材の確保・質の向上に努めます。

また、市内中学生を対象に、将来の生き方を考えるキャリア教育として実施する「中学生ドリームアップ事業」において、介護職に興味を持ってもらい将来の職業選択肢の一つとなるよう、今後とも介護事業所協力のもと職業体験受け入れを実施します。

関係団体との連携としては、令和 2 年 3 月に福島労働局と雇用対策協定を締結し、

人材不足分野での人材確保と定着支援の拡充について連携して取り組むこととしており、介護職に関しても各種施策の展開を検討するとともに、「高齢者生涯活躍プロジェクト協議会」を立ち上げ、高年齢者の再就業促進のための協議を進めます。

（４）災害時の介護サービスを確保するためのシステム・体制づくり

災害時に想定されるガソリン不足、水の確保等の課題に対応するため、有効な施策を推進します。また、地域防災計画に定める要配慮者施設について避難確保計画の作成と提出を求めるとともに、実地指導時には避難訓練等の実施について確認するなど、施設利用者の円滑な避難体制の確保を図ります。

また、感染症や災害が発生した場合でも必要なサービスが提供できる体制を構築するため、事業者へ業務継続計画の策定等を求めます。

６　市町村特別給付等

介護保険制度では、市町村の判断で介護保険法に定められたサービス（法定サービス）以外のサービスを保険サービスに加えたり、居宅サービス等の利用上限額を引き上げたり、介護者の支援や要介護の予防のための事業等の「保健福祉事業」を行うことができます。

これらの法定外サービスを行う場合は、その費用の全てを第 1 号被保険者の保険料を財源として賄うこととされていること、また、市町村特別給付・保健福祉事業として実施することができる高齢者福祉サービスの一部が「地域支援事業」として位置付けられていることから、本市では法定外サービスではなく、「地域支援事業」及び一般施策で行っている高齢者福祉事業として実施します。

７　保険者機能強化推進交付金の活用について

平成 30 年度から保険者機能強化推進交付金が創設・実施され、市町村特別給付や保健福祉事業等を充実して行う高齢者の自立支援・重度化防止、給付費適正化に必要な取組及びそれらの実施に必要な人材の確保、または、市町村が介護保険特別会計に充当した推進交付金を一般会計に繰り出して行う高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止、介護給付適正化に資する取組に活用できるようになりました。

介護保険保険者努力支援交付金とあわせて引き続き地域支援事業における自立支援・重度化防止等の取組に活用します。

３－３　介護保険制度の持続可能性の確保

【現状と課題】

介護保険制度は創設から 21 年が経過しました。その間、要介護認定者数は制度創設時の約 3.5 倍となり、それに伴って各種介護サービスの利用者やサービスを提供する事業所数も着実に増加し、介護を必要とする高齢者の生活の支えとして定着しています。

これからも、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を営むための重要な制度として本制度のさらなる浸透と定着を図るために、各種広報媒体を活用した広報啓発をはじめ、町内会等各種団体等への説明会や講座の開催のほか、事業所への介護サービス相談員派遣事業を実施し、制度のさらなる浸透と定着を図ります。

また、要介護（要支援）の審査判定が公平・公正かつ効率的に行われるように、28 合議体の介護認定審査会を設置し、円滑な審査体制の整備を図るとともに、増大する介護サービスの需要に対応した介護サービスの基盤整備を計画的に進めてきました。

さらに、市民参画の福島市介護保険運営協議会を設置し、適正な事業運営と計画の推進に努めてきました。また、中核市に移行してからは社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会で計画の進行管理を報告しご意見等をいただいてきたところです。

介護保険制度の安定的な運営を図るためには、現状分析をはじめ、制度全般への理解促進、適切なケアマネジメント、介護サービスの質の確保及び契約制度における利用者保護が重要となります。このため、利用者の制度理解や介護サービス選択に役立つ情報の提供を適切に行うとともに、適正な要介護認定を行うための体制整備、関係職員等の資質向上、ケアマネジメントへの支援、多様な介護サービス基盤の整備及び利用者からの相談・苦情を迅速かつ適切に処理するため、より充実した体制の整備を図る必要があります。

【施策の基本的方向と体系】

高齢者が介護を要する状態になっても、できる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活が継続できるよう、居宅サービスや日常生活圏域内での地域密着型サービスの充実に努めるとともに、要介護認定の公平・公正かつ効率的な審査体制の整備、介護サービスの推進、介護サービスの質的向上、相談・支援体制の充実、制度の安定的運営について、保健・医療・福祉との連携及び ICT の活用等を図りながら各種施策を実施し介護保険制度の安定的な運営を図ります。

（１）制度の安定的運営
- ①介護保険事業の進行管理
- ②保険料納付の確保
- ③介護給付適正化の推進

（２）要介護認定の公平・公正かつ効率的な審査体制の整備
- ①適正な要介護認定を行うための体制整備
- ②訪問調査の適正な実施
- ③介護認定資料の情報開示

（３）介護サービスの推進
- ①介護サービス基盤の整備
- ②情報の提供
- ③介護老人福祉施設利用の適正化

（４）介護サービスの質的向上
- ①ケアマネジメントに対する支援
- ②サービス事業者等に対する指導・監査
- ③介護サービス相談員派遣事業の実施
- ④介護サービスの評価

（５）相談・支援体制の充実
- ①相談体制の強化
- ②市民への情報提供

【施策・事業】

（１）制度の安定的運営

①介護保険事業の進行管理

介護保険事業の進行管理は、市民参画の介護保険運営協議会において実施状況を客観的に点検・評価し、その結果に基づいて対策を講ずるなどの管理を行います。

ア　介護保険運営協議会の運営

介護保険事業の円滑で適正な運営を図るため、介護保険運営協議会において介護保険事業の進行管理を行うとともに、その協議内容をもとに必要に応じて対策を講じます。

イ　計画進捗状況の公表

介護保険事業運営の透明性を確保し、介護保険制度の公正な運営を図るため、毎年度、介護保険事業の実施状況をまとめ、その結果を公表します。

ウ　市民意見の計画への反映

市民に計画に関する情報を積極的に提供し、寄せられた意見を事業運営に反映させるなど、市民参加による仕組みづくりを行います。

②保険料納付の確保

ア　低所得者対策

令和元年 10 月の消費税増税に伴い、令和元年度以降、市民税非課税世帯（第 1 段階～第 3 段階）に対する保険料軽減強化を実施しました。引き続き、低所得者の負担軽減に努めます。

イ　保険料収納率の向上

保険財政の財源確保のため、滞納整理に努めるとともに、給付制限の発生防止に努めます。また、スマートフォンアプリ収納を導入し、いつでもどこでも保険料を納付できる環境を整備することで、納付者の利便性向上を図ります。

③介護給付適正化の推進

要介護認定者数の増加に伴い、介護給付費は毎年増加し、保険料も上昇し続けています。介護給付の適正化を図り、介護保険事業の適切な運営に努めます。

介護給付の適正化とは、１）介護給付を必要とする受給者を適切に認定したうえで、２）受給者が真に必要とするサービスを、３）事業者が適切に提供するよう促すこと、とされています。

ア　要介護認定の適正化

要介護認定調査結果の全件に対して認定調査票と特記事項の整合性や判断基準等が全国一律の基準に基づいているか、点検・確認を行います。

イ　ケアプランの点検

サービス事業者等の実地指導等において、ケアプランを点検し、不適切なサービス提供が無いかを確認します。

なお、不適切なサービス提供が認められた場合、サービス事業者等に対し改善報告を求め、適切なサービスの提供に努めます。

ウ　住宅改修等の点検

住宅改修の工事内容が利用者の身体状況に適しているか、工事価格が適切か等を書類で点検し、現地調査を行います。

また、自立支援を妨げる可能性のある福祉用具を貸与していないか、高額で不適切な福祉用具を購入していないかなど総合的に点検します。

エ　縦覧点検・医療情報との突合

福島県国民健康保険団体連合会の給付実績を基に、提供されたサービスの整合性の確認や、介護給付（介護報酬）と医療給付（診療報酬）の情報を突合し重複請求の点検を行うことにより不適正な請求がないか確認します。

オ　介護保険給付費通知書の送付

介護保険サービスの利用者に対して、サービス費の請求状況や総額等について、サービス種類や介護給付費の額、利用者負担額等の実績を通知し、適切なサービス利用を促します。

＜表Ⅱ 3-3-1＞　介護給付適正化の推進に関する数値目標

項　目	現　状	目　標		
	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
認定調査状況の点検・確認件数	認定調査票の全件	認定調査票の全件	認定調査票の全件	認定調査票の全件
ケアプラン点検件数	10 件	16 件	20 件	24 件
住宅改修、福祉用具購入・貸与の点検調査件数	0 件	0 件	1 件	1 件
縦覧点検・医療情報との突合の実施件数	疑義のある全件	疑義のある全件	疑義のある全件	疑義のある全件
介護給付費通知の対象	全ての利用者	全ての利用者	全ての利用者	全ての利用者

（２）要介護認定の公平・公正かつ効率的な審査体制の整備

①適正な要介護認定を行うための体制整備

適正な要介護認定は介護保険制度の基本であり、介護サービスの利用を決定する重要なものであることから、効率的かつ公正な要介護認定が行われるよう、次の施策を実施します。

ア　訪問調査員の資質の向上

適正な訪問調査が行われるよう、訪問調査員の研修を支援するとともに、随時必要な情報を提供して調査技術の向上を図ります。また、訪問調査結果の点検・評価を行い、訪問調査員の資質向上に努めます。

イ　介護認定審査会委員の研修等

介護認定審査会委員に対し、情報提供や情報交換、研修会等を通して、公平・公正な要介護認定の確保を図ります。

ウ　ICT を活用した認定業務の効率化

RPA※１等の ICT を活用して認定申請受付業務にかかる事務軽減を図るとともに、審査会資料等のペーパーレス化に向け、審査会等でのタブレット型端末の導入を検討し、認定業務の効率化を図ります。

②訪問調査の適正な実施

訪問調査は、公平・公正で客観的かつ迅速・正確に行われる必要があります。

新規申請等は市が訪問調査を実施しますが、更新申請等は、居宅介護支援事業所等に調査を委託し実施します。

受託事業者が迅速かつ正確な調査ができるよう、情報の提供や助言を行います。

③介護認定資料の情報開示

個人情報である介護認定資料は、条例の規定に基づき適正に情報開示します。

※１　RPA とは Robotic Process Automation の略で、従来人の手で作業していた業務を自動化するソフトウェアロボットのこと。

（３）介護サービスの推進

①介護サービス基盤の整備

要介護高齢者等ができる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活ができるように、居宅で必要なサービスの利用を重視した取組を行います。日常生活圏域で必要なサービスの提供ができるよう地域密着型サービスの推進を図ります。

また、介護老人福祉施設への入所希望者の増加を考慮し、居宅で生活を継続することが困難な要介護者等のため介護老人保健施設や居住系サービスの認知症対応型共同生活介護（グループホーム）や特定施設入居者生活介護（有料老人ホームなど）の充実を図るなど多様な介護サービス基盤の整備に努めるとともに、多様化するサービス利用者のニーズに応えるため、定期巡回随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護などのサービスの充実を図ります。

②情報の提供

ア　利用者への情報提供

市のホームページ等により、サービス事業者等の情報を提供するほか、介護保険以外の市の保健・福祉サービス等を利用者が選択できるよう総合的な情報を提供します。

イ　介護認定資料の外部提供

介護サービス計画（ケアプラン）の作成支援及び在宅医療との連携を図るため、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、介護保険施設及び主治医に要介護認定に係る情報を提供し、要介護者に関する情報の共有化が図られるようにします。

③介護老人福祉施設利用の適正化

介護保険施設の中でも入所希望者の多い介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、真に入所が必要な方が優先して入所できるよう入所調整のルール化を図るとともに、入所希望者の調査を実施し、利用者の調整を行っていますが、今後も継続して適正な入所の調整を図ります。

（４）介護サービスの質的向上

①ケアマネジメントに対する支援

高齢者や介護者が主体的に参加して自ら利用するサービスを選択し、自己決定によって最も適切なケアプランを作成するためには、ケアマネジメントが円滑に機能することが必要です。

本市では、ケアマネジメントに関する次の支援策を行います。

ア　介護支援専門員（ケアマネジャー）の研修

介護支援専門員に対し、ケアプラン点検による事例検討会や専門研修などを実施します。

イ　ケアマネジメント支援体制の確立

介護支援専門員が抱える処遇が困難なケースについては、地域包括支援センター等において相談に応じています。

また、福島市在宅医療・介護連携支援センターでは、介護支援専門員と主治医、あるいは介護支援専門員とサービス事業者の連携強化を図り、介護支援専門員を支援します。

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止等の介護予防の観点から、高齢者の生活行為の課題を明らかにしたケアプラン作成に対する多職種の専門的な助言による介護予防ケアマネジメント相談会等を開催することにより、ケアマネジメントの質の向上と高齢者に対する支援の充実を図ります。

ウ　情報提供

介護支援専門員やサービス事業者に対して、事業者や地域の社会資源情報等を総合的に提供できるよう各サービス事業者の PR 情報、施設の空き情報、その他の介護保険情報を迅速かつ的確に提供できるネットワークの構築を図ります。

エ　介護支援専門員連絡協議会との連携

介護支援専門員の質的向上を図るため、福島市介護支援専門員連絡協議会と連携し、介護支援専門員の継続的・体系的な研修の実施や介護支援専門員間の情報交換を行うための支援を行います。

②サービス事業者等に対する指導・監査

サービス事業者に対して指導・監査・助言及び連携を図りながら介護サービスの質的向上を推進します。

ア　サービス事業者等に対する指導・監査

実地指導・集団指導等により、市が指定するサービス事業者等の運営や報酬請求について指導・監査を実施し、事業所運営の適正化とよりよいケアの推進のための助言を行います。

イ　指導・助言、情報提供

サービス利用者からのサービスに対する苦情は、市の立場から実態を把握して、改善の必要がある場合には関係機関と連携を図りながら事業者に対して情報の提供と指導・助言を行います。

③介護サービス相談員派遣事業の実施

市が委嘱した介護サービス相談員をサービス施設・事業所に派遣し、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに事業所が提供する介護サービスの質的な向上を図ります。

④介護サービスの評価

サービス事業者のサービス内容の点検・評価を促進し、サービス水準の向上を推進します。

ア　介護サービス評価事業の実施

より良いサービスが提供できるようにサービス内容について事業者自らが行う「自己評価」について事業者の積極的な参加を促します。

イ　第三者評価

第三者が公平・客観的に評価する「第三者評価」は、県において評価員を育成し、評価機関において行いますが、事業者の積極的な参加を促します。

ウ　評価結果の公表

サービス評価の結果を公表することにより、利用者がサービス事業者を選択する際の判断材料に活用するとともに、事業者の介護サービス水準及び質の向上を促進します。

（５）相談・支援体制の充実

①相談体制の強化

介護保険では、要介護認定、ケアプラン作成、サービス利用、保険給付、保険料の徴収等、制度が多岐にわたるため、相談窓口を一元化することで相談者の利便性向上を図り、関係機関との連携を強化して被保険者からの相談・苦情に迅速に対応できる体制を構築します。

②市民への情報提供

介護保険制度の理解や介護サービス選択に役立つ情報の提供を適切に行います。

ア　広報の充実

市政だより、介護保険だより、パンフレット、市ホームページ等の各種広報媒体を活用し、介護保険制度はもとより介護保険事業の内容（要介護認定、保険給付、保険料、サービス事業者情報、介護保険の財政等）について広報啓発を行います。

イ　介護保険説明会等の開催
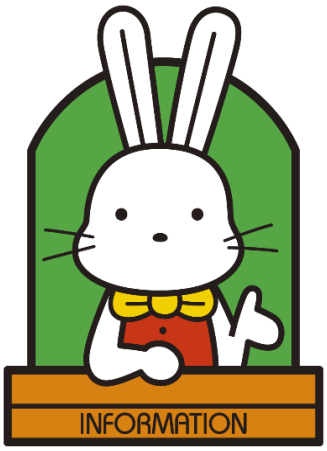
町内会、女性団体、老人クラブ等関係団体に介護保険制度や介護保険事業計画等の説明会や講座を開催します。